

平成22年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成22年12月10日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第54号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第55号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第56号議案 幸田町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
第57号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第58号議案 幸田町子どもの権利に関する条例の制定について
第59号議案 幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の制定について
第60号議案 幸田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第61号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
第62号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正について
第63号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第64号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
第65号議案 幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計設置に関する条例等の一部改正について
第66号議案 幸田町観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第67号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について
第68号議案 幸田町下水道条例の一部改正について
第69号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第70号議案 岡崎額田地区広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について
第71号議案 指定管理者の指定について（高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ）
第72号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）
第73号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
第74号議案 平成22年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 浅井武光君	2番 酒向弘康君	3番 大嶽 弘君
4番 池田久男君	5番 水野千代子君	6番 足立嘉之君
7番 鈴木博司君	8番 山本隆一君	9番 杉浦 務君

10番 鈴木修一君 11番 大須賀好夫君 12番 内田 等君
13番 丸山千代子君 14番 伊藤宗次君 15番 夏目一成君
16番 鈴木三津男君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大須賀一誠君	副 町 長	成瀬 敦君
総務部長	新家道雄君	参 事	杉浦 護君
環境経済部長	松本和雄君	建設部長	鍋田堅次郎君
会計管理者	鈴木政巳君	教育 長	内田 浩君
教育部長	牧野良司君	消 防 長	酒井利津夫君
住民課長	大竹広行君	児童課長	児玉幸彦君
福祉課長	山本忠志君	健康課長	中山 豊君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 鈴木久夫君 主 幹 鈴木政彦君

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、欠席の報告をいたします。

健康福祉部長は、葬儀のため、本日、午前中欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

よって、本日、午前中は、住民課長、児童課長、福祉課長、健康課長を出席させましたので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（鈴木三津男君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

○総務部長（新家道雄君） 本日、お手元に、質疑に係る事前要求資料を配付いたしましたので、よろしく願いをいたします。

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、14名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、13番 丸山千代子君、14番 伊藤宗次君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、第54号議案から第74号議案までの21件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

まず、第54号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、育児休業法の改正によって、町の職員の育休についての勤務時間や休暇等を改正するという内容でありますけれども、そうした中で、今、非常に育児にかかわる男性がふえてきていて、そういう男性をイクメンと言うそうでございますけれども、我が幸田町での職員の状況はどうかと申しますと、以前にはこの育休をとった職員はいないということでありましたが、今回のこの改正は、育休並びに残業時間の制限等を定めるものでありまして、子育て世代の夫婦にとっては、やはりこの育児を保障すると、そういう内容のものであります。そこでお伺いをするわけでありまして、今現在、こうした育児世帯といえますか、この該当する職員数はどれぐらいいて、その育休をとっている事例、取得状況、これはどうなのか実態をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 今現在の育休の取得状況でございますが、平成22年度が9名、過去の状況を言いますと、21年が14名、20年が11名、19年が9名でございます。

なお、部分休業の関係につきましては、22年度が5名、21年が5名、20年が4名、19年が1名でございます。なお、育児短時間勤務の取得者は該当者なしということでございます。

とれる対象者の数につきましては、今ちょっと手持ちに持っておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、取得状況を述べられましたが、この取得状況はすべて女性なのか、それともそれとともに子育てをする男性なのかお伺いをしたいということであり

ますけれども、この今回の趣旨は、これは両方とも育休が取得をできるという内容が含まれているわけでありまして、そうした関係からしますと、やはり今の専業主婦であっても育児に悩む女性が相当ふえてきている中で、お互いに手助けをしながら育児にかかわっていくということからすれば、専業主婦であっても育休を取得することができるという内容になっているものでありまして、そういった関係から、やはりこの幸田町においても職員が育休を取得しやすい状況をとっていくということがより望ましい内容になるものではないかというふうに思いますが、そうした点から、今、発表された、この人数について言えば、男性職員の場合はどれぐらいの取得状況があるのか、お伺いしたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 先ほどの報告した数値につきましては、すべて女子職員ということでございます。

育休の取得がこの制度によって可能となる男子職員ですが、言いかえますと、3歳未満の子供を扶養している男子職員の数は、現在のところ30名でございます。しかし、実績ゼロということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一つには、この条例の改正の中に含まれるのは、要介護者を介護する職員も適用をされるわけでありまして、そういった関係上、この家族介護にかかわる職員の取得も今までに余り実績として出ていなかったわけでありまして、あわせて両方の取得をうまく取得しやすい状況をつくっていくために町としてどのように配慮するのか、その点について職員がとりやすい状況をどう進めていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 育児休業、介護休業いずれも、こういった本人の請求により取得が可能であるわけですが、条件的には、休業の取得に当たっては無給になるということでございます。

したがって、本人の経済的な事情により、本人の判断で取得の請求があると思いますが、そういったところで、やはり限度といえますか、要求が出てこない要因があるのではないかと思います。

しかし、こういった制度については、職員への周知を今後徹底して行い、そういった育児や介護の必要な職員については、この制度の活用を広く周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この条例改正の中で、月に24時間、年150時間を超えて時間外勤務をさせてはならないというふうに規定をしているわけでありまして、現在、この3歳未満児を子育てしている世帯、3歳以上でも結構なんですけれども、過去にこうした子育て世帯の職員に対して年間150時間、月24時間、この月単位と年単位、この中で時間外勤務をしている職員があったかなかったか、その点についてお尋ねします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） この該当するにもかかわらず時間外をした実績はあるというこ

とでございますが、この制度の請求に基づく対応でございますので、その辺、実際には時間外をやっておるといふ実績はあると思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 実績があるということであります。

それと同時に、先ほど無給であるということをおっしゃいました。職員の場合は有給休暇があるわけでありまして、その有給休暇を使って育休といいますか、時間外、そうした対応を子育てにかかわることで有給休暇を消化をしている、こういう職員もあるのではないかというふうに思いますけれども、有給休暇を目いっぱいとしてそして育休をとるということであれば、経済的負担もかかりにくいというわけですね。

ですから、例えば男性がとる場合ですと、主たる育児者は母親でありますので、そういった関係上、手助けという観点からすれば、よりこの条例の趣旨を生かしていくためには、若干異なるかと思っておりますけれども、有給休暇も育児としてきちっと保障をしていくという、そういうことで有給休暇もとりやすい職場というようにしていくべきではないかというふうに思いますが、そうした点で、育児にかかわることで有給休暇を振りかえている職員というのが見受けられるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 有給休暇の取得目的については、把握いたしておりません。取得につきましては、自由な目的のために取得が可能ということになっておりますので、職員それぞれの休暇の取得目的については、実態については把握いたしておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 例えば、保育園に必要な時間とか、いろいろと育児にかかわる時間というのはあるというふうに思います。

そうした関係から、確かに有給休暇と育児休業は趣旨が違ふかもしれませんが、片や有給は給料が保障されている、片や育休は保障されない、この違いがあるわけですし、やはり有給休暇を取得しにくい職場は育休だって取得しにくいわけですね。

ですから、そういった観点から、育休を保障できる職場環境に変えていくということがより求められるわけでありまして、職員が自由に育休をとれる制度にすべきだというふうに思います。そうした点で、どう保障していくのか、伺います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 育休がとりやすい職場環境ということでございますが、これにつきましては、育休の取得に当たっては、その職員にかかわる代替職員を配置するといったような手だてをきちんとどの職場も行っていくということが大切かと思っております。そういう形で今後は取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 育休を、あるいは以前の改正の中で早出・遅出ということで保障しましたよね。

そうした点で、その早出・遅出を要求した職員の代替としては、その短時間勤務に充てるということから、パート職員を対応することができるという規定がございますよね。

そういう事例が今まであったかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 事例は、御指摘のとおりでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうのように、育休を取得をする職員の穴埋めとして、やっぱりきちっと事務や事業が進むように、また他の職員の負担とならないようにきちっと手当をし、そしてとりやすい制度にしていくという考えをお示しいただきまして、私の質問を終わります。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 御指摘のとおり、この育児・介護法の条例の改正を、今後、実績があるものにしていくために努力をしてみたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第54号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第55号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第55号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第56号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 「この組織機構の改革に伴い、必要があるから」、これが提案理由の内容であります。

そういうことをしんしゃくしても、なぜこの12月議会に出さなきゃならなかったのかというのが見えてこんですよね。実施は来年の4月1日からということです。

そうしたときに、私なりにうがって見ますと、じゃあこの12月の議会終了後、そして来年の3月定例会招集前に、その間にこの報酬審が開かれるんだなというふうにしか思えませんし、たとえ開かれたとしても、条例施行そのものは来年の4月1日ですよ。なぜなのかというのが見えてこんですわ。なぜ、この時期にやらなきゃいかんのか。3月の定例会でも十分対応できるはずなんだ。まず、その点から説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） この組織改革につきましては、4月1日の施行で予定をいたしております。

そうしますと、その人事につきましては、3月に内示を行います。さらに、住民周知のために1カ月前からその周知を図り、その組織が変更されましたということでの周知を図ってまいります。

そういったことからすれば、3月議会ということも考えたわけですが、その3月議会の最終日の日程からしますと若干おくらせてしまうということで、大事をとりまして、12月定例会ということでの提案をさせていただいたものでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、転ばぬ先のつえですよと、そう心配するなど、こういう内

容であります。

そうしますと、この議案の説明に当たって町長も言われたというふうに私は記憶しておりますのですが、今回の組織機構の見直しで一減一増だぞと、こういうことを言われたですよ。一減一増だと、教育委員会の中の施設管理課がなくなって、総務部、いわゆる町長部局のほうの総務防災課から防災安全課に変わりますよと、こういう説明ですよ。

そうしますと、それではそういうことをおやりになったときに、対応する規則の見直しが当然ついて回るわけですよ。その規則の見直しの関係はどういうふうに進んでおりますか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 今回の条例提案で可決・承認いただいた後に、これに付随する要綱・規則・規定類の改定を施行までに進めていくという予定でございます。

現在のところ、関連するものが39件ほど要綱・規則等がございます。そういったものの改定を今後行っていく予定でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうことになると、条例の可決を見てなきゃできませんよという金科玉条で一生懸命防波堤をつくるわけだ。

だけど、この12月の一般質問の中でたくさんプロジェクトチームをぼんぼんぼんぼん上げたわな。まさに、幸田も久しぶりにアドバルーンが上がった光景を見ましたけれども、それはパチンコ屋だ。

幸田町のこの議会の中でも、久方ぶりに、あれもプロジェクト、これもプロジェクトと、プロジェクト大はやりということですが、この組織の関係でも組織機構改革プロジェクトというのが立ち上がっておりますよね。もう既にその対応する職員については、あんたやれよというような指名もあったというふうにお聞きします。

私がお聞きしたいのは、そういう組織機構プロジェクトを立ち上げて、対応する職員も指名をされて、そういうときにこの問題について話をされましたか。

組織機構改革プロジェクト、それがこれに対応するかどうかは、それはあなた方の問題ですから、私が申し上げたいのは、そういうさまざまなプロジェクトを立ち上げてアドバルーンを上げたけれども、その中できちっとそういうものが話をされた形が経過としてあるのかどうかと。

こういうことを言うと、また条例の可決を見てからと、そんな答弁なんか絶対許さんぞ。もう内々でやっとなるわけじゃなか。やっておりますながら、この具体的に今回の組織機構改革、見直しという形の中で、プロジェクトに話をして、機能させたかどうか。答弁いただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 今回の一減一増の組織改革につきましては、実は1年ほど前からこの一減一増の検討に入っております、今回つくりますプロジェクトの関係を待たずに先行させていただくものでございます。

したがって、23年4月1日施行が今回の一減一増であり、プロジェクトの関係につきましては、24年4月1日以降の組織体制について検討をする期間として位置づけを

いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたもなかなか知恵者だな。

だけれど、結局、あなた方のやっとするのは美人局なんだわ。気を持たせることはやって、現におまえ、機構改革のプロジェクトの委員をやってくれやという話があったけれども、今回については何の話もないと。何の話もないけれども、どんどんどんどん事が進んでいっておるという中で、教育部長にお尋ねするが、一減一増だと。その中で、一減の対象が町長部局とは別に教育委員会部局の施設管理課だということですが、これに至るまでにちゃんと話がございましたか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 今回の機構改革につきまして、私どもも以前から組織の見直しというのは行ってまいってきたところでございますが、今回、改めて町長部局のほうから検討してほしいということもございまして、検討したと。改めて詳細、まだ細かい点までは詰めておりませんが、施設管理課の内容についても検討してまいりまして、一減という形で行こうということになったものであります。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 部長も宮仕えの辛さというのをしみじみ味わいながら、そんな本音を言っちゃうとまずいなと。率直なところはそこなんですよ。教育委員会のほうも、そんな話はない。正式には聞いとらへんと。

だけれども、これは1年前からだよという形の中で問題をあいまいにしながら、事がどんどんどんどん進む中で、わしんと取り残されちゃったけれども、知らんわなど、ここまで出ておっても、のど元まで出ておっても、それは物が言えんという宮仕えの辛さがあるわけです。

先ほど申し上げたように、この12月の議会の中でたくさんのアドバルーンが上がったわけだ。アドバルーンというのは、プロジェクトいう、そのプロジェクトチームというアドバルーンを上げとる中身は炭酸ガスだわ。炭酸ガスに火をつけたって燃えへんわけだ。ぼんとはぜるわけだ。こういうような形の中で、アドバルーンばかり上げて、中身が伴っていないでしょうというのが私の問題指摘をすることです。と同時に、総務防災課から防災安全課と、こういう形に変えられて、職務分掌というのにも既に明らかにされてきている。

そういう中で、区長会並びにコミュニティの事業が何で総務課から離れて防災安全課になったんだと。全くわからんじゃん。区長会とコミュニティはセットの問題ですわね。区長会だけ切り離すというわけにはなかなかいかん。それはそれで結構だ。だけれども、なぜ総務課から事務所管が防災安全課に移られたのか。

きのう区長会で忘年会をおやりになったというふうにならぬと聞いておりますが、そこで言われたか言われんかは知らんですよ、ある区長が、やーやー、おれら総務課から外されちゃったがや。どこに行くだと言ったら、ようわからん。ようわからんけれども、防災だ、安全だ、それが区長会の中の仕事をしてくれるんだと、こういうのが出てきとるわけ。

そうすると、区長のほうは、おれらはそんな程度かやと。それ以上のことは、区長も、おれらは詳しいことはわからん。おまえらのほうがよう知っとるだろうということで、私どもも知りませんという話はしてきたわけですが、なぜそんな形にするのか、説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 総務課だからと言って、防災安全課だからと言って分け隔てをするものではないわけでごさいます。今後、災害に強いまちづくりという点での町長の公約もごさいます。そういった中で、地域防災に力点を置いていくということでの課の分割でごさいます。

そういった意味で、たまたまそういった防災安全課の中に区長会等の事務も加えていくということでごさいます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） へ理屈は理屈も理屈のうちだわな。災害に強いまち、あるいは地震に強いまちだと、それが防災安全課だと、それはいいですわ。それになぜ区長会とコミュニティがひっつけられなきやいかんのか。

ある区長は、わしらだってちいとはプライドちゅうのがあるわなど。別に、総務課よりもいちもん下がって、いちもん安いのが防災安全だとは言わんけれども、世間一般からいけば区長会というのは総務課が扱うもんじゃねえのかと。お説のとおりだと、私はそう思いますよという話もしてきた。

そして、あなたの答弁は、課を設置する目的が、地震に強いまち、防災に強いまち、それに付随して区長会、コミュニティがついて何で悪いと、こういうことですよね。そういうのをへ理屈は理屈も理屈のうちという感覚だ。

そうした点では、また先ほどあなた方も言われたように、事務分掌の関係も含めて対応する規則は、今後見直しをしていきますよと、10幾つかありますよということですが、少なくとも教育委員会事務局組織規則並びに事務分掌規則、こうしたものがこれに直接的には対応してくるわけですが、そうしたことの見直しもこれからということでもありますので、区長会並びにコミュニティの関係については、私は再度十分な内部協議をされて、区長会、あるいは区長が、いやいやおれら外様みたいな扱いをされたなという思いを持たないような対応を求めておきますが、さらに内部で協議されますか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 議員の御意見につきましては、いま一度検討をさせていただくということに進めたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今お話にありました件については、4月のまた新しい異動体制の中で検討させていただきたいわけですが、先ほどありましたように、防災安全課につきましては、コミュニティ、区長会の業務を防災安全課という考え方を一度は示しておりますのは、区長様方、防災安全課の事務の中に交通安全・防犯、そして防災、そして地縁団体の関係も入ってしまうわけですが、どうしても区長様の業務、特に

地元の要望だとかに関しましては、防災安全課と区長様方の現場での連動性とかということになりますと、一番現実味があるというふうに思って考え方としては提示したわけでありませう。

ただ、言われましたように、今まで幸田町は歴史的に区長会は総務課というような形で来ておりますので、区長様の印象としては総務課かなというお考えもあるかと思いませんけれども、区長会と相談する中で、新しい4月の体制の中でそういった事務分掌については検討する余地はあると思っております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第56号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第57号議案の質疑を行います。

5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今回は、第9次行政改革の一環といたしまして、放課後児童クラブと子ども教室の手数料を近隣市町に倣って1,000円引き上げるという御説明でありました。それぞれの対象人数と影響額を聞くわけでありませうが、要求資料の中で出ておりますので、まず子ども教室の、幸田と荻谷小学校かなというふうに思うんじやが、対象人数をお聞かせを願いたいと思いません。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 学校ごとのニーズということで、荻谷小学校では、通年で36名、長期休業中で11名の計47名、幸田小学校では、通年で45名、長期休業中で10名の計55名で、2校合わせて102名で実施しております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 聞かせていただきました。

まず、児童クラブのほうでは、1,000円引き上げによって影響額が199万1,000円、また子ども教室のほうでは59万2,500円ということで、合わせて258万3,500円が、今回、これは全部保護者の負担というふうになるかというふうに思いません。

これ全体で見ますと、28.6%の増、これはかなりの家庭への負担の増にはなってくるのではないかなというふうに思いません。

これ、近隣市町を見てみますと、岡崎は6,000円、西尾とみよし市は5,000円、蒲郡市は4,000円、田原市は2,000円ということで以前の資料で見させていただきました。幸田町は、今まで子育て支援の充実から近隣市町よりは比較的安価に抑えられていたものが3番目に高い料金と一気になってしまいます。

この1,000円の値上げというのは、家庭には大きな負担となります。例えば、2人、3人と利用している家庭にとっては、年間1万2,000円から2万4,000円の負担増となり、経済的に冷え込む中、大変な出費になるのではないかなということが考えられます。

その中で、12月4日でございますが、新聞に、西尾市は次世代育成支援後期行動計画の中に放課後児童クラブの減免制度の導入が盛り込まれる旨の報道がなされております。

した。

詳細はわかりませんが、児童クラブは保護者がさまざまな理由で働いている家庭でございませう。手数料の引き上げによって児童クラブをやめざるを得ない児童も出てきてはいけないというふうに思ひます。本町も減免制度を導入していくお考えがあるかどうかをお聞かせ願ひたいと思ひます。

あわせまして、児童クラブ待機児童はあるのかどうかということもお聞かせ願ひます。あれば、どこの学校もお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 児童クラブの手数料の関係につきまして、西尾の例もお示しをいただきまして、今、減免というようない提案をいただいたわけでございます。

私どももちょっとまだ西尾市の状況というものを把握をいたしておりませう。具体的には、ちょっとこれからお聞きするなりして確認をしていきたいなということはお思ひしております。

ただ、現在、本町の関係につきましては、この児童クラブの関係、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、県下全体で見ますと、今、幸田町のこの手数料の水準というのが大体38番目ぐらいというようない状況でございます。

岡崎の例もお示しをいただいたわけでございますが、岡崎などにつきましては、ほかに、例えば1回おやつ代が100円出るとか、そういったようないまた付随した御負担もいただいておりますというようないことは以前ちょっとお聞きしたこともございませう。

そういったようないこともございませう。いろいろな状況ということもありますが、減免制度につきましては、もう少しちょっと状況も確認させていただきながら、今後の検討課題とさせていただきたいなというふうにお思ひます。

それから、待機児童の関係でございますが、現在、豊坂小学校のほうの関係の児童クラブにおきまして、3名の方が今待機となっております。

この方は年度途中でお申し込みをいただきまして、今、豊坂につきましては、若干障害のある子供さんもお見えになるということで、指導員も加配をさせていただきながら対応をしておるわけでございますが、現状でちょっと今、これ以上の入会を認めるということになりますと、ちょっと苦しいかなということ、今、空き待ちの状況ということでございます。

ただ、現在、23年度の申し込みの状況を今受け付けて整理をいたしておるところでございますが、4月の段階におきましては、こういった点につきましては解消していくというようない形で今整理をさせていただいているというようない状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、待機児童が3名豊坂小学校にいらっしゃるということで、来年度はこれが解消するのではないかなというふうにお聞きをいたしました。ぜひとも、待機児童は行わないという、そういう方向でしていただきたいというふうにお思ひます。

それから、先ほど言ひましたが、保護者が働いて家計を助けているわけでございますので、ぜひ減免制度も本町に導入していただきたい、そしてまた子育て支援をしていた

だきたいというふうに思います。

県下では真ん中ぐらいではないかなというふうには思いますが、しかしながら幸田町は子育てのしやすい町であるということは、本当に住民もわかっておりますし、また反対に子育て支援にはこういうことが必要だということも、例えば住民意識調査でございますが、ことしの7月に住民意識調査はなされたというふうに思いますが、少子化対策としてどのようなことを望みますかということに對しまして、保育料・教育費の負担軽減、補助や減額が25.5%で第1位というふうに住民意識調査にもなっております。

このように、やはり子育て支援に対する補助、また援助がやっぱり皆様も、住民の中からも、こういうふうに求められているということが明らかになっている状態でございますので、西尾市の例はどういうふうか詳細はわかりませんが、合併に伴うものなのかもわかりませんが、それらをしっかりと検討していただいて、これは導入の方向でお考えを願いたいというふうに思います。

これは、できれば町長のほうから減免制度の今後の検討について、再度、お聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、現在、放課後子ども教室は、荻谷・幸田小学校で実施をされております。この要求資料のほうから見させていただき、また、今、児童クラブを利用されている方の人数を見させていただいても、やはりパーセントで言いますと、坂崎・中央・深溝・豊坂が子ども教室のないところの学校の児童クラブの利用数がかなり多いということもわかるわけでございますので、やはりこれは子ども教室を設置することによって、児童クラブの人数も若干減ってきて均等になるのではないかなというふうに思っております。

そこで、来年度は中央小学校の子ども教室の実施ということの予定でございますが、町として今後の各学校の計画をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどの減免制度の件でありますけれども、先ほど参事も申し上げたとおり、一度、よく状況を見て検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 放課後子ども教室の今後の展開の予定ということでありますが、水野議員が今言われましたように、今までは荻谷小学校、幸田小学校と、いわゆる児童数が多くて入校が多く見込まれる箇所からといったようなこと、また余裕教室の状況、施設整備の状況から、そういうような形で順次やってきたところでありまして、中央小学校につきましても児童数も多く、また多く見込まれるということから、今現在、体育館改築中でありまして、その中で子どもクラブと子ども教室の部屋をそれぞれ確保して、来年度から二つを設置していくということでございます。

また、今後であります、残りの3校がまだあるわけですが、現在、今までの荻谷・中央・幸田に比べて児童数も少なく、また子ども教室に適した余裕教室もまだないということでありまして、今後ふえていく見込みも想定されますので、今後の状況等を見て検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思ます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひとも、中央小学校は予定になっておりますので、あとの学校についても順次整備をされて、子ども教室の設置をお願いをしたいというふうに思います。

それから、児童クラブと子ども教室でございますが、1,000円の引き上げによって利用者の人たちにサービスはどのように変わってくるのでしょうか。サービスは現況のままで値段だけ上げるのか、例えば1,000円の引き上げによってサービスもこういうものを来年度はサービスするよというものがございましたら、お示しを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 今回の手数料の関係の見直しということになります。来年度の予算の関係につきまして、今、いろいろと内部で調整をいたしておるわけでございますが、何らかの形でもう少し環境的なものについて整備を図っていきなという担当としての考え方は持っておりますが、ただまだ今、予算の調整中でございますので、内部的なことにつきましては、ちょっとお許しをいただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 子ども教室につきまして、ソフト面につきましては、放課後児童クラブのほうと両立保障というような形でやっております。現時点で特別に新たなサービスといったようなことは今想定はしておりませんが、検討の課題かなというふうには思っております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、予算の段階でありますけれども、水野議員がどういうサービスをするのかということでありまして、現状、今、エアコン設備等々がないところが荻谷・深溝・豊坂小学校と、そういうような状況がありますので、それについてはそのような対応をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、1,000円の引き上げということで、28%の引き上げになるわけでありまして、先ほど水野議員が言われましたように、この不況のもとで経済不安が非常に広がっております。こうした時期になぜ負担増なのかという声があちこちで今上がってきております。

そういう中で、増収額も出していただきましたが、その中で、今回示された中では、1,000円アップでございますので、3,500円ということですが、中でもこの月に10日以下の利用の場合は、これは幾らをお示しされるのかということでありまして。前回の場合ですと1,750円ということで、この金額が示されておりますけれども、そうした内容が含まれておりません。これはどうなるのか、お伺いしたい。

それから、現在、この利用人数が示されておりますけれども、その中でも、通年利用する子で10日以下の利用の子が何人ほど含まれるのか、あわせてお聞きします。

次に、この児童クラブ、あるいは放課後子ども教室を利用している家庭、その中でも非常にこの利用されている世帯の中では、母子家庭、あるいは父子家庭の子供たちがより多く占めているという状況が以前はあったわけでありましたが、現在のこの中には占める割合はどれぐらいなのか、人数とパーセントで、あったらお示しいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 今回の改正に伴いまして、これまで10日以内の方については半額というような形で取り扱いをしてまいりました。今回も、同様に4,500円ということではありますが、10日以内の方につきましては、2,250円というような形での対応を今考えております。

それから、利用者の関係におきまして、10日以内の方がどのぐらいお見えになるかということですが、全体でいきますと2,513名の通年利用があるわけですが、このうちの1,231名が10日以内という、2,513名のうちの1,231名が通年の10日以内の御利用ということで、49%が10日以内ということになります。逆に、それ以外の51%が11日以上のお利用ということで御理解いただきたいと思っております。

それから、母子の関係の利用者がどのぐらいおるかということですが、申しわけございません、この点につきましてはちょっと把握をいたしておりませんので、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 放課後子ども教室の10日以上、10日以下の人数ですが、延べで849名おりまして、10日までの方が513名ということで、約6割といった状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この1,000円アップすることについて、今現在の利用者の方々にお聞きしてきた経過があるかどうか。例えば、1,000円引き上げますよとか、幾らぐらいの引き上げになりますよと、実態としてその家庭に占める経済的な負担はどのようになるのか、こういうことを実際の利用者に問いかけたことがあるかないか、お聞きしたいというふうに思います。

母子・父子家庭の子供の占める割合、こういう状況は当然把握をしていかなければならない問題ではないのでしょうか。それが利用者にとってどのような負担になるのか、こういうことを当局はやはりきちっと把握する必要があると私は思います。

今、非常に不安定雇用が続く中で住民が置かれている状況、働いている状況はどうかを実態として、実感として受けとめなければ、私は平気で引き上げていくよという、こういう今回のこのような仕打ちになるんじゃないかというふうに思います。

なぜ、この時期に引き上げなのかというのがどこの家庭からも出されている。これは、子育て世代じゃないですよ。

例えば一つには、私が伺ってきたのは、下水道の引き上げ、なぜこの時期に下水道の引き上げをなぜ行わなくちゃいけないのかと、これは本当にたとえ月に300円、400円であっても、これは年間としてくれば大変な数字になってくると、負担が大きくな

ってくると、こういうことで、やはりそういう声が聞こえてくるわけでありますので、片やこの子育て世代にとっては切実な声ではないかというふうに思います。そうした声をどう把握をしたのか、お伺いしたいと思います。

それから、この放課後対策についてでありますけれども、ここのこの放課後の子供たちが居場所づくりとして児童クラブや放課後子ども教室を利用している場でありまして、保護者も安心して働くことができるということで、幸田町ではいち早く全小学校での児童クラブ設置ということで、子育てしやすいまちということで人口もふえており、他市町からの引っ越しもあって、非常に好評であります。

そうした点からも、やはりこの子供たちの居場所ということからすれば、適正規模な整備ということでやっていくべきではないかというふうに思うわけであります。

それと同時に、施設が手狭で使えないということであるならば、私はこれはきちっと施設整備も充実をさせていく、こういうこともしていかなければならないというふうに思います。

そういう点でお尋ねしたいということと、先ほど町長が1,000円アップのサービスについてはエアコンを設置するよと言われましたが、児童クラブはすべてエアコン設置ではなかったかというふうに思いますけれども、その辺はどうだったんですか。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） この改正に当たって利用者の声を聞いたかという御指摘でございます。この関係については、私どもとしては直接利用者の方々にお聞きをしておることとはございません。

この提案をさせていただく際に、さきの一般質問でも町長から御答弁をいただいておりますが、あくまでも今回の関係につきましては、行政改革の一環としまして、近隣の状況や制度のあり方、こういったものを検討を進めさせていただきまして、その内容等につきまして見直しをさせていただくということが本旨であるわけでございます。こういったことの中で、若干、利用者の方々にお負担をかけるわけでございますが、こうした部分の改正について御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、施設の関係でございますが、今、議員言われましたように、大変利用の方がふえておることの中で、非常に施設の状況というものが手狭になってきておる、そういったことは私どももそのように受けとめております。

ただ、現実問題といたしまして、小学校の空き教室の関係などいろいろと限界な状況ではないかなということでございます。

一つの考え方として、やはり可能であれば、子ども教室、児童クラブ、両者が利用が一体として施設を利用できるとか、また子供さん方ですので、なかなかこの辺は難しいのかなということを思いますが、例えば保育園のように、どこの児童クラブでも入会できるという形で受けられるということになりますと、もう少し若干でこぼこもありますので、そういった中で多少なりともその辺の改善ができるかなということも思いますが、いろいろと考え方はあろうかと思いますが、その辺については今後もまた研究をさせていただきたいなということを思います。

それから、児童クラブのエアコンの関係でございますが、今、三つの児童クラブにつきましては、2部屋のうちの一つにはついているわけですが、一つについてはついておりません。

そういったことの中で、ことしのような暑い中で考えますと、どうしても一度に1部屋のほうに、ついているほうに全部入るといふわけにはなかなかいかない部分もございますので、そういった面で、もう一つのほうにもつけられれば、もう少し利用していただく子供さん方の関係についての環境という部分を考えて場合に、若干改善ができるのかなという思いは持っております。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 私どもも、基本的には児童クラブと同じようなスタンスでございますが、施設整備、いわゆる残りの3校があるわけですが、今までの経過からも、施設整備をするときには、そのような施設も十分考慮して考えていきたいというふうに思っております。

それから、子供の、いわゆる母子家庭の数ですが、幸田小学校でいきますと5名、それから荻谷小学校でいきますと2名といったような数値の報告をいただいております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど母子家庭については、児童クラブのほうでは把握をされていないということでもあります。ぜひ、これは把握をしていただき、そして家庭の経済的負担がどうなるのかということもきちっと把握をしていただきたい。

次に、この試算が出ておりますけれども、この試算の中で平成21年度の実績があるわけです。この平成21年度実績の中に10日以下の子供の実数として、これがどれぐらいあるのかということと同時に、それから平成23年度見込みはどのような基準で出されたのかということでもありますよね。

ですから、幸田町では、通年利用でもそうですけれども、月10日以下と、それから10日以上については、倍違うわけですよね。ですから、そうしたのがどういう把握をしてこの金額になったのかということをお伺いしたい。

それから、今、部長が言われましたのは、この10日以下の利用は2,250円と考えているというふうにおっしゃいましたよね。考えているのか、それとも今度の条例の中できちっとうたったのかどうなのかということでもありますけれども、どうなんですか。もう提案されているわけですから、それは考えているだったら、またこれは提案しなくちゃいけないですよね。それとも1,750円で据え置きなんですか、どうなんですか。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） この金額の試算の関係でございますけれども、今議員言われましたように、21年度の実績に持たれて、その数字を今回の改正額で当てはめまして数字を出させていただきました。

先ほど私が10日以内の方の数字を申し上げました。1,231名ということで、通年の方の10日以内の方につきましては1,231名ということで申し上げましたが、

長期のほうが143名お見えになります。合わせまして1,374名ということでございますが、11日以上が1,304人ということで、これは長期の部分を含めてでございますが、これに2,250円と4,500円それぞれを掛けまして試算したものが、このものでございまして、それを比較したものが199万1,000円ということでございます。

それから、この2,250円を考えておるということで、ちょっと私の誤解を招くような発言をしてしまったわけですが、この半額の形につきまして、条例では以内規定とさせていただいております。こういった関係がございまして、半額の関係については規則でうたうことにいたしております。この関係についても、この施行までに規則改正を行いまして整理をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この試算が今までの実績の10日以下の子供の利用と10日以上、要するに全額利用の子と半額利用の子のこの中で21年度実績はもうこれは結果として出ておりますので、出ますよね。その数値をもとに23年度見込みは出してきたよということからすれば、この増減額としては1,000円アップ、あるいは500円アップということになりますので、結果的には約200万近くの引き上げ、増額ということになるわけではありますが、これは10日以上利用、あるいは10日以下利用、これは結果論でありまして、これからの算定とすれば、それは実績に基づいて数値を推しはかるしかないわけではありますが、しかしこの実態としては年々変わるわけがありますので、そういう点からすれば、私はこの算定の仕方がどうなのか、ちょっと疑問を持つものであります。

今、非常にこの利用を希望する人がふえてくる中で、例えばその保育園の子供たちでも、今までは働いていなかったけれども、預けて働きたいという人たちがふえてきているわけですね。ですから、そういうことからすれば、今の社会不安、こういう中で、働きたいという人たちがふえてくる中で、やはり児童クラブの利用者もふえてくるという観点からすれば、この金額の把握の仕方には無理があるのではないかなというふうに思います。そうした点で、やはりきちっと把握をしながらやっていただきたいということでもあります。

次に、適正規模の整備の問題であります。この平成21年度の決算資料や、それからきょう出していただきました資料からも明らかなように、適正規模というのがございます。

そうした中で、幸田小学校や中央小学校では通年利用が40名以上を超えるわけでありまして、そうしたガイドラインに沿った児童クラブの整備という点からすれば、私は早急に改善していく必要があるというふうに思います。

中央小学校の場合は、この体育館の改築という中で、多少、そうした整備に伴う改善も図られるかというふうに思いますが、例えば幸田小学校の場合ですと、放課後子ども教室も利用しながら、なおかつ児童クラブがこれだけふえてきている状況は、やはり待ったなしの整備であります。ですから、この施設整備に伴う充実はきちっとすべきだと

いうふうに思います。

そういう中で、私は決算でもガイドラインについてお伺いをいたしました。その幸田町のガイドラインは、40名適正規模になっているよということがありましたけれども、この資料から見れば、幸田小学校の場合ははるかにオーバーをしている。中央小学校はやむを得ないですよ、今、整備をしている状況です。そういう点からすれば、やはりきちっとガイドラインに伴う施設整備をすべきだと思いますが、その点についてはいかがかということでもあります。

それと、放課後子ども教室の場合は、小学校1年から6年生までが人数の対応ですよ。ところが、幸田の場合は、児童クラブの受け皿として子ども教室があるという実態があるわけです。

そうしますと、どういうことが起きるかと言うと、例えば小学校の高学年の子供たちが利用したいと思っても、定員が30名というふうに放課後子ども教室は定められておりますよね。オーバーしてしまうから、結局、高学年の子供が利用できない、放課後子ども教室の趣旨が生かされないという、こういう問題が生じてしまう。それをどうしていくのかという点でありますけれども、教育委員会としてはどのように解消していくおつもりがあるか、お伺いしたい。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 使用料見込みの関係の数値をもう少し適正に現状に合った形でのものを把握すべきじゃないかという御指摘でございますが、私どもも、今現在、先ほど申し上げましたように、23年度の受け付けを今整理をさせていただいておるような状況でございます。ちょっとこの把握ということは、確かに議員おっしゃられるように、御希望される方がふえてきておるという実態は私どもも認識はいたしておりますが、具体的な数値というもので今この試算をするということは、なかなか難しいのではなからうかというふうに思っておりますので、その辺は御容赦いただきたいなというふうに思います。

それから、適正規模の関係でございますが、私どもとしては一応ガイドラインに従いまして、現在、床面積の基準を1人当たり1.65平米というような形の中で確保していきたいということで、今、それに合うような形での受け入れを基本に考えて今持っておるわけでございます。

実際には定員というものを定めておるわけでございますが、これを超えてしまっておるということは事実でございます。

これも、先ほど申し上げましたが、いろいろな今ふえておる中で、現状におきます児童クラブの状況につきましては、これ以上の受け入れというのが非常に厳しい状況であることは思っておるわけでございますが、いかんせんやはり施設の確保、こういったことが非常に難しい状況でもございます。

いろんな手法というものも考え合わせながら担当としてもいろいろと考えておるわけでございますが、なかなか名案が出ない、つくればいいということになるのかもしれませんが、今の状況としては、今、非常に苦しいということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 子ども教室に関係しましては、別にいろんな制限もなく1年生から6年生までというのが建前でございますが、実態としましては、やっぱり低学年を優先してやっているということでもあります。

また、定員につきましても、一応40名といったことでございますが、実際に実といえますか、登録者数はもっと多いわけでありまして。実際の出席という言い方が適切かどうかわかりませんが、5割から6割ぐらいの出席率といったような実情でございまして、先ほど水野議員のときにも申しましたように、例えば幸田小学校でいきますと、登録者は、長期、それから通年を含めまして55名であります。定員は一応40名であります。55名の登録をされておりますが、実態としては30名程度の出席といったような状況でございます。

ということで、なるべく多くの方に通っていただきたいわけですが、やっぱりスペースの関係、そして指導員の関係等もございまして、ある程度の規模で抑えざるを得ないといったような状況でありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 非常に希望者数がふえてきているならば、私はきちっと専用施設として専用建物ということで整備を進めていく考えに立つべきだというふうに思います。

これから30人学級の実現等で小学校の教室の空き教室というのが非常に難しくなってくる、教室の確保が難しくなってくるならば、これは放課後の子供たちの生活を保障する場合は、きちっと専用の施設で整備を進め、そして要望にこたえていくべきではないかというふうに思います。それは計画的に行うべきではないかというふうに思います。

それから、放課後子ども教室でありますけれども、これは子どもプランの中で出された、この放課後子ども教室でありまして、そういう点からすれば、児童クラブの受け皿ではないわけですが、実態としては人口急増地にあっては、児童クラブの受け皿的な要素が盛り込まれているということからすれば、私はどちらの分担かわかりませんが、きちっとすみ分けをしながら、そして子供たちの放課後を保障していく、そういう観点に立っていくべきではないかなというふうに思います。

そういう点からすれば、私は幸田小学校の児童クラブは二つのクラスに分けてきちっと対応する。そして、その施設はもう少し専用として実態に合った運営をしていくべきではないかというふうに思います。その点でお尋ねします。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 繰り返になってしまうわけでございますが、非常に実態として今増加しておるといふ子供さん方の受け入れということにつきまして、今、直ちにという状況にはやはりなかなか難しい状況だということで、今後もそれに対する対応というものを今後よく整理をしながら考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） ちょっと訂正をさせていただきます。

先ほど、定員30名と答弁させていただきましたが、間違いでありました。40名の定員でありますので、訂正をさせていただきます。

また、放課後子ども教室とクラブのしっかりしたすみ分けをとったようなことでございますが、子供たち、例えば小学校にいる1年生の子と例えば4年生の子がいた場合に、1年生の子は児童クラブ、4年生の子は子ども教室といったようなことも現実的にはあるわけでありまして、一つの方策としては、合体といいますか、子供を区分するわけではないのですから、先ほど参事が申しましたように、子ども教室と児童クラブの一体的な運営も一つの検討課題ではないのかなというふうに思っております。

国のほうでは、今、文科省と厚労省のほうで分かれていますので、この放課後子どもプランの一体化といったようなことも検討されているようでありますので、国の動向を見きわめながら本町でも検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 否定はしませんけれども、しかしその子ども教室にはコーディネーターがいるわけですね。このコーディネーターがいる子ども教室の活動とそれから児童クラブの活動とは若干違いますよね。ですから、その辺のところを同じような形で運営していきたいと言うならば、どうそれを児童クラブにも保障していくんでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 質問者に申し上げます。

制限時間を超過しました。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 私どもは、児童クラブの方針のことを十分熟知はしてはいたのですが、児童クラブと教室の内容を分けなければいけないのかといったようなことも踏まえて、勉強・検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

途中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時24分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今議会、公共料金軒並み大幅アップと、住民の生活我知らず、行革最優先と、これが貫かれておるわけですね。

例えば、今回でも130%も値上げをすると、こういう点で、前のお二方の質問も、今、なぜこの時期なのかと、こういうことが疑問符として上げられながら、あなた方は行革推進だと、まさにすれ違いをしとるわけですよ。

そうした中で、過日の一般質問の私の質問に対して町長はこう答えられているわけですね。「女性の方と話し合いをしてきました。その中で、女性の意見、声として、何でも上げればいいというもんじゃねえじゃないか」と、そういう言い方ではないけれども、そういう趣旨の答弁をされた。それで、あなたは「お金が全体に使われているとい

うことが目に見えるような施策を展開していきたい」と、こういうふうに対応したよというふうには私はメモっておりますけれども、そこでもまさにすれ違っておるわけですね。

そういう点で、今、近隣の市町の状況を見まして、近隣の市町じゃなくても全国的にそういう傾向になってきているわけですが、幸田町のように行革を葵の紋のようにかざして、すべからず行革だと。行革のために住民負担がふえて犠牲になっても構わんと、こういう行革一本やりのやり方はもう見直しがされてきている。

岡崎も行革ということの大上段には構えなくて、行革という言葉からだんだんだんだん距離を置いて離れていく。それはなぜか。行革の本質が市民・住民にわかってきた。行革と言えば、全部住民の負担、しわ寄せが係ってくる。こういう実態が市民や住民の中に広がってくる中で、もう行革だ、行革だということは言うのをやめまいと、こういうふうに変りながら、それにかわる施策も展開をしながら、住民負担一本やりというのは方向転換をしつつあるわけだ。

近隣の市町がそういう状況でありながら、幸田町は行革推進で住民負担を追い求めていくことを第一義にすると。これが行革なのかという点では、町長が答弁されたように、女性の声も意見も聞いてきたと。そういう中で、そういうやり方がいいのかどうなのかという声が上がっているということ、相手の言ったことを切り返しをするんじゃないで、それを正面から受けとめて、じゃあどうなのかということをやっつけていかないと、町長、わしの言うことは、言う場は設けてくれたけれども、こたえてくれなかったと。税金の使われ方が全体に使われるかどうかなんて、そういうことを聞いてもらいたくないですね。

私はあなたの答弁から受けとめた印象は、女性の方は、何でも上げればいいという時期じゃないでしょうかと、こういうことだと思うんです。そうした点で、町長自身、どういうふうにお考えなのか。いや、これはどうしても行革の名のもとに全部やらにやいかんと、こういう推進を図りながら、こういう推進というのは住民負担推進ですね。そういうことをお考えなのかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 行政改革ということで、今までも事務改善等、いろんな意味で長い間やってきているわけでありまして、公共料金いろいろ等、今回はいろいろ値上げと申しますか、させていただくということにつきましては、私自身、相当の肝いり申しますか、自分のふんどしを締めてこの問題については対応しているということでございます。

町民の皆さんに御負担をかけるということにつきましては、私自身もそれを十分承知をお願いをしておるわけでありまして、一番申し上げたいのは、私は近隣とのバランスということ、いろいろ申し上げてきた中で、幸田町の行政の水準レベルというのはどのぐらいなのかということ、全部一堂に出して、来年度につきましてはいろんな施策を全部出していただくわけでありまして、そういう中で第1弾として、料金が格段に近隣と離れているものがある。それは、近隣との比較した場合に、幸田町、例えば岡崎は100円なものが幸田町は50円で皆さん十分にやっている。それがいいということ、安

ければいいということが一つかもしれませんが、全体的な行政レベルの水準を考えたら、片方は物すごく安くて、片方は上げるとか、いろいろそういうことがあってはならないので、全体的なレベルといたしますか、皆さんの御負担をもう少し、一番ピークまではいきませんが、7割、8割のところまで上げさせていただく。一定、それで先ほど申し上げたような、一般のインフラ整備の住民に接するようなところにそのお金を回らせていただきたいと、それが女性と話をした内容の見える形でお金がどういふふうに使われるのかということの一端でございますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり行政水準、聞こえはいいですが、行政水準イコール住民の負担ですよ、あなたの今言われたことは、行政水準と言うんじゃなくて、行政負担と言ったほうがいいんじゃないのか。

行政水準というのは、利用料・使用料、それだけの問題じゃないですよ。行政水準で、例えば1,000円の住民の負担をかける。ほかの市町も1,000円だと、押しなべてそうだとしたら、じゃあほかの市町と同時に施設の改善やら人的配置やら、そうしたものがどうなのかという点では、この料金値上げして、それをインフラに回したいと、そんな答弁、だれもやってへんがや。町長の思いだけが先行しとる。

値上げして、じゃあ町長はエアコン設置だと、じゃあ施設整備はどうするんだということについては、検討したい、検討したいと。結局、言葉は悪いけれども、行革という名前で住民負担を強めて後はインフラというのは、美人局じゃないのかと。こういうところに住民の不審、あるいは行政はもっと真正面から向き合ってくださいよというのが女性の意見であり声だったと思うんですよ。

だから、そうした点で、例えばほかの市町に比べれば負担が8割か7割の水準だと、これでもね。そういう言い方をしながら、インフラ整備については、これを集めてやっていきたいよと。そんなの集めたって、そんなインフラ整備できるほどの金が集まらへんわけだ、何億というね。片一方は、住民にとっては大変な負担ですよ。住民の負担は大変だけれども、あなた方の言うインフラ整備のためには必要な額の数分の1程度、こういう形で私は切り返しをされるというところに、今日の幸田町政が行革一本やりで、行革とは住民の負担を求めることなりと、こういうことで、町長自身も言われたように、今回の公共料金の値上げ、わしは一生懸命ふんどし締めてしっかりして住民に負担をかけて寄り切られんようにしとくと、こんな発想で来るから、住民のほうは「ああ、あかんわ」と、こういう深いため息というふうにするわけですよ。そういう状況があるということをお知らせしておきます。

次に、子ども権利条約、次の議案の関係に入ってくるわけですが、こうしたときに、その中で「町の責務」というのが16条であります。そういう点からいくと、22条もそうですが、ここで掲げられている内容が具体的にこの公共料金の値上げの中の一つの項目として、子供の居場所づくり、町の責務というものがどうなのかというのが、私は次の議案の関係でも申し上げますけれども、そういうことが言葉だけ、文字面だけと、条例はつくることに意義があると。つくらなきゃ、その条例に基づいて実施ができません

やねえかと、こういうことだと思うんですが、そういう条例があってもなくても、町の施策としてどうなのかと、町の責務としてどうなのかというのが問われてくるんですよ。

そうしたときに、ただ単に行政水準はほかの市町の7割だ、8割だということを表面に掲げて負担増だけを求めて、後のことは知りませんよじゃ、これは住民は置いてきぼりにされてくるというふうに思うわけです。そういうこともあわせて答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 行政改革、改革ということで、いろいろそれに隠れてというようなことでおっしゃるわけでありませけれども、近隣が名を変えた行政改革ということをして、そういう名前を使わないで私と同じようなことをやっている、それは往々にしてたくさんあるわけでありまして、私は行政改革というのは、いいことばかりじゃなくて痛みの伴うものだというふうに思っております。

ですから、それは覚悟で今回についても数本かの条例を上程させていただいております。住民の皆さんに、全員の皆さんに理解いただけたと思いませんけれども、少なくともこのお金がどういうふうに使われるかということだけを御理解いただけるような方もあろうかというふうに思っております。それに、全体の予算も、この値上げした分だけじゃなくて、いろいろ勘案しながら皆さんのためにお使いをしていきたいというふうに思っております。ひとつそういうことで、お願いをしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの言葉自身を聞くと、ほかの市町の首長は怒るわな。行革ということの本質がばれちゃったもんだ。行革という名前はちょっと陰に潜めちゃったけれども、やっておることは一緒じゃねえかと、こういうことですよ。こんなことを言われれば、どこの町とは言わんから、今でも逆上しておる中で、さらに逆上してくるわ。

ただ、そういうふうに物事をうがった形で見ると、それとも行革という名前で住民負担ありきという形で行革が使われてきたことについて、真摯な気持ちで振り返りながら、今後は行革という言葉を使わずに、例えば住民負担を求めることだってあるでしょう。あるけれども、行革で一刀両断のごとく立ち切っちゃじゃなくて、違う形の中の住民との接触の仕方、対応の仕方というのが、今、模索されてきてるんですよ。

そうしたときに、あなた自身が、そんなもの言葉だけを考えて、みんな一刀両断の住民負担の問題じゃないかというのは、私は少し乱暴だなと、こういうことを思うわけです。

そうしたことも含めて、先ほど申し上げたとおり、子ども権利条例の中で町の責務、居場所づくりというものがある。そうしたところで、まさに居場所づくりという点からいけば、この議案がまさにそれにふさわしいわけですよ。子供の居場所づくりのために町の責務をどう果たしていくのか、町の責務とは料金の値上げなりだと、そんなことは書いてあらへんわけだ、ここにはな。

やっぱり片一方で違う提案をして、片一方はきゅっきゅっきゅっきゅっいじめていくという、それは私はいかがなもんかなと、そういう点を答弁をいただきたいということを求めているわけでありませ。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 権利条例に絡めてそういうことをおっしゃるわけでありませけれども、私は子ども権利条例は、幸田町として本当に一番いい子供に対する条例をつくる、こんなことはこの近辺ではないわけでありまして、これは大いにこの条例をつくった以上、伊藤さんがよくおっしゃる魂を入れていかなければいかんと、そういうふうに思っておりますので、この辺はよく今から一つでも、つくった以上はそれを実行していくと、そんな形でいきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第57号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第58号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 子どもの権利に関する条例の制定でございますけれども、ようやく日の目を見るところに来たわけでありまして、今までのこの条例制定に伴う準備、そして学習、そしてまたより広く地域の人たちや子供たちに、このことについて議論してきた、この一つの成果が、この条例制定につながってきたというふうに評価をするものでありますけれども、先ほど町長が言われました。この権利条例の制定は誇れるものだ、確かに私もそう思いますし、また魂を入れていかなければならないと町長が言われましたように、私もそう思います。

そこで、この条例をどう推進していくのかということでございます。少子化が進む中で、今、新聞紙上に載ってくるのは、子供のいじめ、虐待、そういった悲しい出来事が日々多くなってきている中で、この少子化の影響というものがどうかはわかりませんが、しかし子供を取り巻く環境がより一段と厳しいものになっているという現実がございます。

ですから、こうした状況の中で、子供たちが健やかに成長していく、そして発達をしていく、こういうことを保障する、これが子どもの権利条例の中身ではなかろうかというふうに思うわけでありまして。子供たちの人権をどう保障していくのかという中身であるかというふうに思いますが、そこでこの条例をどう推進していくかについてお尋ねします。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 子ども権利条例につきましては、今、議員御指摘のとおり、2年間にわたりまして策定委員会の中で議論を重ねていただきまして、今回、御提案を申し上げるものでございます。

この関係につきましては、提案理由などにもございますように、子供の成長に必要な権利の内容や、また町・町民の責務を明らかにいたしまして、子供の人権施策や、また子育てに対する支援、こういったものを推進して、虐待やいじめのない環境をつくっていく、そういったことによって、未来を担う子供たちをみんなで育てていこうというねらいが一番の目的でございます。

こうした中で、どういった形で今後推進していくのかということでございますが、こ

の条例化をすることについても、町民と町が一体となって子どもの権利を総合的に推進していこうということがあるわけでございます。

その推進方策といたしましては、この条文の中に、第17条では、子どもの権利の周知と学習支援、以下、第18条では子育て支援の関係、また第19条から第23条まで、こういった推進方策ということについて触れさせていただいております。

具体的な内容につきましては、今後また推進委員会なども設けて具体化を図っていきたいということを思っております。

そういったまずは周知をして、子供さん方の権利というものを町民の方々に御理解をいただいて、よく言われます、親の背を見て子供は育つというようなことも言われるわけでありまして、皆さん方がそういった認識を持っていただいて、そしてまた子供たちが大人になってそれをまた受け継いでいく、こういったものやっていくためには、やはり憲章ということではなく条例で定めて、その辺を町民の方々にいつまでもこういった形で町として取り組んでおるということを御理解いただくということで、今回、こういったような形になったということでございます。

推進方策につきましては、先ほど申し上げましたように、今後、推進委員会などで御協議をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 子どもの権利条例というのは、漠として非常にわかりづらいところがあるわけですが、一つには、この子どもの権利条例の中で一番盛り込まれていくということは、意見表明権であります。子供の意見をどうあらわしていくのかという点からすれば、この辺をどう保障していくかということと同時に、また居場所づくりの件でもございます。

議会の中で、この子どもの権利条例に取り組む中で、先進地視察ということで視察をしてきたところが神奈川県川崎市であります。ここは先進地でもありますし、また同時にその具体的施策としても同時に取り組んできたところであります。

その中で、子供たちがどう自分たちの意見を表明していくのか、この場所づくりも条例と同時にあわせてつくられてまいりました。子どもたちの夢広場という点で、この中でも報告をしたかというふうに思いますが、そういう中で、18歳までの子供たち、ゼロ歳から18歳までの子供たちがどうそこで活動していくかという居場所づくりを提供してきたというところでありますが、幸田町の場合ですと、これは漠としていて、具体的になっていない。これは次世代育成行動計画の中でやっていくよということではあると思いますが、とても具体的施策とは言いづらいのではないかなというふうに思いますが、そうした中で幸田町で何が不足しているのかということを見た場合、この条例に規定をする18歳未満の子供たちを対象とする施設がないわけですね。そういった点からすれば、この条例を推進をしていく、そういう具体的施策としては、私は児童館、児童クラブ、呼び方はどうでも結構ですが、ゼロ歳から18歳未満の子供たちが自主的に活動をできる場所、こういうものをきちっと提供をし、その中で見守っていく、そういう具体的施策をどう盛り込まれるかということでもあります。

これは予算を伴うことでもありますので、その辺を計画的に位置づけをしていく考えがあるかということで、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 条例で18歳未満の、特にその方の問題でありますけれども、自主的にその居場所という問題でありますけれども、私も以前、この条例を制定する話が持ち上がった当初に富山県のあるところに視察を一緒にいたしました。

そのところに居場所というのがありました。それは、不登校だとか、いろんな条件を重ねた子供たちの隠れ場所といいますか、駅前の1本裏道にそういう家がつくってあるわけです。

表から入れないから、横から入れるような、そういう居場所とか、特に私が今申し上げたのは、不登校だとか、そういう方たちのそういう居場所になっているところを見ただけですけれども、権利条例としての全体の子供たちの居場所というものについては、幅広いわけでありまして、それが児童館からいろんな施設がいろいろあるわけでありまして、そんないろんな居場所というものは、今後、よく調整しながら、先ほど参事が申し上げたような委員会と言いますか、そういうものを立ち上げていくわけでありまして、そういうところで十分に調整をしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こうした条例の具体的施策の一つとして、18歳未満の子供たちが集う場所、そういう点からすれば、私は幸田小学校区では、子供が急増しているにもかかわらず、そうした施設がないことから、幸田高校や、それから幸田小学校、保育園、いろんな文教施設が集まっている、あの地域でそうした施設がないということからも、やはり具体的な施策の一つとして、そこの地域にもきちっとそういうものを設置していく、そうした具体的施策を盛り込んでいくということも必要ではなからうかというふうに思います。

そうした点で、ぜひともこの条例をよりいいものにしていくためにも、子供たちが自由に生き生きと、そして本当に幸田でよかったというような、そういうものをぜひとも推進していただきたいというふうに思います。そうした点で、より一層の具体的実現に向けて取り組んでいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 居場所の関係でございますけれども、居場所につきましては、公園など、またそして児童館など、そういった公共施設という、いわゆるハードの部分、それだけに限らず、地域の住民の方々が中心となって人間関係、子供たちが安心して話ができるとか、そういった居場所づくりということが、今議員も御指摘の言われるところだというふうに思いますが、町長も公約で掲げておられますように、子育て支援という意味で、休日保育とか、また違った意味でのそういった支援策ということもあろうかと思えます。

施設の関係については、やはり予算というようなことも伴ってきますので、直ちにというわけにはいきませんが、今後ともまたよく調整をして考えてまいりたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 丸山議員も言われるわけですが、この条例を見ても、条例の内容そのものは結構です。当然だと。若干の不足部分はあるけれども、それを今申し上げるつもりはない。要は、こうした施策を条例を制定をし、施策をする。そのときに、第16条だとか第22条で責務を言っている。その具体的な内容はどうかという点でいくと、まさに見えてこない。見えてこないということは、仏つくって魂抜いちゃったかなど。入れる前に抜いちゃうもんだから、あかへんわけだ。

要は、これからどういう魂をつくっていくかということですよ。だから、町長自身も、いや、条例制定は近隣市町にない、快挙だとは言いませんが、近隣市町にはねえじゃないかと、お説のとおりだと思っんです。

ただ、それを、イベントとは申しませんが、一過性の条例制定だけで終わらせてはならんということなんです。

そうしますと、今後、あなた方自身が行政の問題と同時に、行政・住民・地域、そうした一体的な問題としてとらえながら、その中心にこの権利条約があって、その権利条約を推進するための体制づくりというものを、あなた方内部とは、あるいは行政に近い人たちだけをやって、仲よしグループだとは言いませんが、推進会議だと言ってやっておったって、私はいかんと思っんです。

だから、少なくとも全学区から、人数は多少はどうでもいいんです。どうでもいいという言い方はいかんですが、全学区からそれに対する住民を公募をするなり形をつくっていかないと、あなた方の大好きなお仕着せの組織で議論をして、いや、こういう推進会議の中で議論をしましたよという形でお茶を濁されるという点でいけば、私は非常に問題が出てくるんですよ。

ですから、その具体的な内容をどう今後進めていくのか、条例はあるけれども、そういう問題だと思っんです。

ですから、私が申し上げたいのは、公募をかけてでも住民の意見をきちっと受けとめて、住民と一緒に議論をしながら、この権利条約がまさに名にふさわしいような推進をどう進められていくのか、この点について答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） まさしく、これからのこの条例を生かしていくためには、先ほどもちょっと申し上げましたが、町民の一人一人がこの条例の趣旨というものを御理解をいただいて、その子供たちを大切に守っていきこうと、そういったものを一丸となって進めていくということで、この第16条には、保護者、施設関係者、また地域住民と連携をして子どもたちの権利を保障していくんだということが述べられておるわけですが、これは町としての独自の取り組みというのは当然のことながら、こういった関係の方々との調整ということもしていかなければならない、またこれからの政策というものをどういう形で進めていくかということについては、これも条例の中にございますように、推進委員会というものを設けて具体化を図っていくということでございます。

この委員の関係については、今後、どういった方々を入れるかということですが、当然、この中には公募の方も入っていただいて、一緒になってお考えをいただくというような形で進めていくことが必要であろうと私どももそういう形で考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この推進委員の関係で公募をかけていきますよといったときに、要は、形だけ公募した委員がおりますよということで、あなた方が罪滅ぼしで公募委員を楯にとっていくというやり方は私は適切じゃないと。比率の関係からいけば、行政の意向とは関係なく公募された委員が自由に、フランクに話ができる、意見が述べられるという場をつくっていく、そういう点でいけば、過半数を占めなきゃいかんと思う。

例えば15人だと、その中に2人、3人、各学区1人ずつ、15人中6学区、あるいは9学区という形で一人ずつやって、いや、形は整いまして、皆さんの御意見も、公募の意見も聞いておりますよということじゃなくて、私は基本的には公募された委員がその組織の過半数以上を占めるというスタンスがなければ、あなた方が公募委員をイチジクの葉っぱに見立てて、その陰に身を潜めている、そういう図式が浮かんでくるわけです。そうした点ではどういうふうにお考えですか。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 何人かというようなことについては、またこれから考えていかないかんわけですが、過半数がいいのか、それはそれだからいいということでは私はないかなというふうに思います。

各、例えば子ども会ですとか、それからいろんなそういった家庭のことにも携わっていただいております民生児童委員の方々だとか、いろんなそういった今、人権擁護委員もそうでしょうけれども、いろんな方々がそういった町内でも子どもの権利なり虐待なり、いろんなことがあるわけですから、そういったものに携わっていただいております方も多くお見えになります。そういった経験とか、そういったものも生かしていく必要があるんではなかろうかなということも思います。

公募の関係については、今後、どの程度の方を入れることが適当なのかどうかということについては、今後、よく検討していきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今聞いておって非常に懸念をするのは、あなた方は行政の周りにさまざまな行政組織があって、行政委員が見える。そういうのを大いに活用しようという発想、そのこと自身がいかに言っとるんじゃない。そういう人たちの名前がだっと上がってくるというのは、旧態依然の組織の感覚だというふうに私は思うんです。

例えば、100人委員会だとか、1,000人委員会、西尾が1,000人委員会どうのと言っとるけれども、やっぱり私は1,000人がいいか100人がいいかということではなくて、先ほど申し上げたように、比率としては、そういう行政委員会や組織にかかわらない人たちを公募で集めて、例えば200人なら200人でもいいじゃないですか。

ただ、200人が一堂に会すということの発想ではなくて、そういう人たちがそれぞれの専門分野、分科会、分散会、いろんな組織の仕方はあるにしても、そういう場

の中で意見を十分に申し上げて、そして公募された委員の人たちが過半数を占めるという形をどうつくっていくのか。

私が今申し上げているのは、多くの公募の皆さんは、手を挙げて参画されるわけですから、自分の意見は十分述べられると思います。しかし、それ以外に、私みたいに物が言いたくても十分言えなくていじいじしとると、そういう人たちでも一回そういう場には出てみたいなどという人もいるわけじゃない。そういう人たちをやっぱりきちっと包含をしていくような、もっと言うなら、行政として度量の広いところを見せてほしいと、こういうことです。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 100人委員会とか、そういう1,000人委員会とか、そこまではちょっと幾ら何でもということがあるわけでございますけれども、なるべく多くの御意見が、例えば推進委員会でなくても、いろんな御意見の吸い上げ方というのはまたあるかと思えます。そういったものもいろいろと考えていきながら、今後の子供たちのどういった方策を講じていくかということについての具体案をまとめていきたいということでございますので、今後、その委員の選定につきましてはよく考えていきたいというふうに思いますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第58号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第59号議案の質疑を行います。

まず、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今回は、学校の体育施設のスポーツ開放に係る使用料の徴収でございます。今まで無料で学区の地域の方々が学校の体育館を使用してスポーツをしてまいりました。そのことによりまして、地域と学校との交流が私は深くなっていったというふうに思っております。

今回は、類似する施設の使用料と合わせるための料金徴収であるというふうに説明を受けております。使用料の徴収に伴う影響額は、全体で、この要求資料のほうで111万6,000円というふうに出ております。

現在、利用している団体数をお聞きしたいわけですが、ここでも全体で93団体が登録をしているということでお伺いをいたしました。この93団体の学区別をお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、スポーツの種類を学区別にお聞かせを願いたいと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 学区別の団体ですが、まず坂崎小学校で6団体、そして幸田小

学校で10団体、中央小学校で同じく10団体、荻谷小学校も同じく10団体、深溝小学校で8団体、豊坂小学校で9団体、それと幸田中学校で15団体、南部中学校で12団体、北部中学校で13団体であります。

その種目といいますか、種類であります、18種類ありまして、ベスト3でよろしいでしょうか。ベスト3を言いますと、バレーボールで23団体でございます。ソフトバレーボールが2番目で21団体、バスケットボールが16団体、合わせて60団体あります。6割以上を占めておるといった状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今回、対象が60団体、また多いほうではバレーボール、ソフトバレー、またバスケットボールという団体が多いということで、今、お聞かせを願いました。

それで、どのぐらいの団体がどのぐらいの回数で各学校を利用されているかと言いますと、ここの幸田町の教育概要のほうで出ております。かなりの回数で皆さんそれぞれ利用されておるわけでございます。

この9学校の全部の回数で言いますと、3,195回、それぞれのスポーツの団体の方が利用されているという、これは延べの回数でございますが、そのようにこの概要のほうでは書いてございます。

このように、かなり多くの方々が地域の学校を利用してスポーツにいそしんでいる実態がよくわかるわけでございます。

今回の条例の中の利用条件といたしまして、第3条の1に「幸田町内に在住または在勤する者」とあります。今までは学区内の方が自分の学区の学校を利用している方が多いのではないかなというふうに思いますが、中央小学校とか幸田小学校、豊坂小学校のように、利用回数が多い体育館も多くあると思ひ、また自分たちの学区の体育館に利用しようと思って頼みに行っても、なかなか自分たちの利用したい曜日がとれないということも実態があるかというふうに思ひます。

私も以前、中央小学校でなかなかとれないので、隣の荻谷小学校の学区の人に頼んで利用するという話を聞いたことがあります。頼んで利用するというのも伺っておったわけですが、この条例から見ますと、どこの学区でも利用可能とすれば、登録すればよいというふうに考えていいのか、早い者勝ちでどここの学校に集中する土曜日だとか、そういうところへ登録してもいいのか、早い者勝ちとして考えてもいいのかということもお聞かせを願いたいと思ひます。

そして、また同じく利用条件の第3条の2の中に「10人以上の団体を構成していること」とありますが、現在、利用している団体は適用されるのでしょうか。例えば、卓球などは少人数で行うスポーツであります、いかがなものでしょうか、お聞かせを願いたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、登録の関係でございます。

学区、いわゆる町内に在住または在勤といったようなことでございまして、実情としては、ほとんどが学区の方々がほとんどであります。

曜日によっては、バッティングといいますが、ダブる場合があります。そういうことで、この辺につきましては、4月の初めに推進委員会といいますが、スポーツ開放の代表者会等を行っておりまして、そこで調整をさせていただいております。

特に、現在、中央小学校は今改築中で使えない状況であります。各体育館、いわゆるほかの学校の体育館も使っていいといったようなことで、その学区の住民でなければだめだといったようなことはございません。

そして、10人以下はどうかといったようなことでございますが、現実問題として、今、10人以下の団体というのは現在ございませんが、ちょっともしそういうことが出た場合には、また十分検討していく必要があるかというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、利用の団体はほとんどが学区内、例えばダブった場合には、4月の推進会議の代表者会の際に調整をするということでお伺いをしたわけですが、やはり1年間の登録となると、本当に土曜日とか日曜日が集中するのではないかなというふうに思いますし、先ほど私が申しましたように、やはり自分の学区内でとれない場合は、北と南という場合はほとんどないかと思いますが、隣の学校へ行ってでもその区内の住民の方をお願いをして登録をさせてもらっておるとということも実態で私は以前は聞いたことがございます。

このようなこともありますので、早い者勝ちとならないように、公平にやはり登録ができるように推進をしていただきたいというふうに思います。

それから、10人以下は今のところないということでございますが、条例の中にもきちんと「10人以上の団体を構成していること」ということになっておりますので、場合によっては云々ということをお部長が言われましたが、やはりきちんとこの人数等も、「10人以上の団体を構成」というふうに書いてあるわけでございますので、この10人以上をどのように検討されて10人以上としたかということとはわかりませんが、条例でありますので、この辺のこともきちんと住民の皆様には周知をしていただきたいと、そのように思います。

それから、年に何回利用した団体でも1万2,000円、また反対に1回、また数回利用しただけでも1万2,000円との説明があったわけですが、現段階で年に数回だけの利用団体というのがあるのかということをお聞かせを願いたいと思います。

それから、現在、学校体育館のかぎの開け閉めの責任はどこがされているのかということをお伺いしたいというふうに思います。もし、学校別でかぎの開け閉めの責任者が変わっているようでしたら、そのこともつけ加えてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 登録に当たっては、公平な形でいきたいというふうに思っております。恣意的なことを挟まないように、また皆さんの合意を持って学校間の曜日間の割り振りはしていきたいと思っております。

それから、年に数回でも1万2,000円といったような質問だったと思いますが、現実的にはほとんど毎週使っている方でありまして、年に数回というのは、徴収する団体といいますが、例えば学区の大会とか、あと子ども会の大会とかといったようなことは、

この徴収する団体には含めないといったような形でありまして、徴収する、先ほど言いました93団体というのは、定期的に利用されている団体でありまして、そういう形での申し込みといったようなことで理解をいただきたいと思います。

また、不定期の団体等は、今みたいにコミュニティとか学区行事とかといったような形に関しては、料金の徴収は今考えてはおりません。

それから、かぎの管理ということでございますが、各学校ごとにおりまして、団体ごとに管理をお願いしておるわけですが、坂崎小学校では4名、幸田小学校で7名、中央小学校、それから荻谷、それぞれ7名、深溝小学校で5名、豊坂小学校で5名、幸田中学校で10名、南部中学校で9名、北部中学校で11名の合計71名の方にかぎの管理をお願いしているものでございます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、かぎの責任者の人数を聞いたわけでございますが、この方たちの職責とってはあれですが、スポーツ委員の方なのか、この利用されている団体の代表の方がそれぞれかぎを持ってみえるのか、71名の方がそれぞれ71個持っているということで理解していいのか、お伺いをしていきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） かぎであります、利用団体の方々に保管をお願いしております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） じゃあ、71名の方は利用団体の中の代表の方が持っている。区のスポーツ委員の方たちではないということですね。

他の有料施設、今回、学校の体育施設が有料になるわけでありまして、他の有料施設では管理人がいて、かぎの開け閉めも当然、その方々がやっておられます。しかし、学校の体育館は、今言った利用者の団体の方がかぎを持って開け閉めをする、責任を持つということでありますが、やはり無料で使用しているときはそれでも通ったかと思いたすが、今後、有料となれば、貸すほうがきちんと開け閉めもする、このようにしていくのが私は本当ではないかなというふうに思います。

町長の言われます受益者に応分の負担を求め、住民間の公平を原則に見直しを図るといふことの徴収でございますので、やはりこの辺はきちんと利用者の方たちに開け閉めも完全に任せるのではなくて、料金を徴収するわけでありまして、他の有料の施設と同様に、やはり町当局の責任感のもとで開け閉めをされるのが私は当然ではないかなというふうに思いますが、この辺のお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 現在、学校開放の利用をされている団体の方は、皆さん非常に素晴らしい団体ばかりでありまして、かぎの開閉等もしっかり管理をしてやっていたいでいる状況でございます。そういう形で今後も進めてまいりたいというふうに思っておりますが、今議員言われたことも十分なことであろうかと思っております。来年4月には、また利用者の会議を開く予定でありますので、そのときに改めて皆さんに周知、お願い等、また検討、また改めるべきことがあれば改めていきたいというふうに思っております。

す。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 私はこの今のかぎを管理されている方が適当ではないというふうで言っているわけではございません。当然、管理もこの方たちは責任を持って管理をされている、それはよく周知をしているわけでございます。しかし、料金を徴収するのであれば、やはりこの管理というのも考えて私はいかなければいけないかなというふうに思います。

私も以前、もう10年ほど前のことになりますが、学区の体育館を使用させていただいておった一人でございます。そのときに、かぎを最後にあけるときも真っ暗でございます。また閉めるときも真っ暗の中で全部点検をして、かぎを閉めて、全部電気を消して帰ってくる、それぐらい私はこの責任というのは重たいわけであります。

そういうことからしますと、やはり責任はきちんとしていただきたい。徴収するのであれば、やっぱり応分の負担を求めるのであるならば、この辺もきちんと考え直して、利用者だけに負担を求めるのではなくて、徴収する側がきちんと私はこの辺は管理していただきたいと、そのように思うところでございますが、これは最後に町長のほうから答弁をいただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 学校開放自体が、非常にスポーツのいい場となってやっているわけでありまして、管理指導員という立場の人がいるわけですが、実は。その人が管理指導員、学区のスポーツ委員の皆さんとか、そういう方々がやっていただいているわけでありまして、水野議員おっしゃるように、お金を取るんだったら、それだけちゃんとしっかりやりなさいということだと思っておりますけれども、実際、もしそのような形でまたお願いとするとしたら、もう少し額を上げないと、とても間に合うような状況ではないものですから、先ほど教育部長が申し上げたとおり、本当に学校施設、体育施設でございます。非常にきれいに使っていただく。この管理指導員の皆さん方が全部、後、電気消すまで全部チェックをして、もし火事になってもいけないということで、非常に本当に学校施設ということをお大事にして使っていただいておりますので、今の現状の形を当分の間、このような形でお願いしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 済みません、ちょっと訂正をお願いいたします。

先ほどかぎの管理、71名というふうに申しましたが、この中には学区代表のスポーツ委員の6名も含まれておりますので、訂正をお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、2番、酒向弘康君の質疑を許します。

2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 水野議員と要求資料と重複しないところをお聞きしたいと思います。以前、私も利用させていただいておりました一人であります。

まず、本町のスポーツ開放について、近隣と比較して設備の立地、あるいは周りの環

境などで利用の状況に特徴があればお聞かせを願いたいということと、この事業は、先ほどありました地域交流、あるいは体力増進や健康目的でこの事業が始まったというふうに推測するわけなんです、今回の利用を設定することで利用者が減るといったようなことは考えられておりませんか、お聞きをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 利用の特徴といいますか、ほかの市町の学校開放の、いわゆるどのような運営実態をしているかというのはちょっと十分承知しておりませんので、定かではありませんが、割に利用者団体の方々の自主的な運営といいますか、先ほど言いましたように、管理等もお願いしておりまして、実際きれいに使っていた後もしっかりやっけていただいているといったことで、非常に円満なといいますか、円滑な運営がされているかというふうに思っております。

そして、今回の値上げによって利用者が減るのではないかとといったような御質問、懸念であります、私どもとしまして、この町内類似施設、勤体とのバランス上、無料とといったようなことで、今回1万2,000円にさせていただくわけですが、十分御理解はいただけるというふうに思っておりまして、利用者の減少はないというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） ないということではありますが、1団体当たり年間という設定で利用回数やシーズンごとの、あるいは回数ごとの段階的な配慮はないということではありますが、1年度分で1万2,000円という金額、この設定をされたのはどのような考えでその金額に至ったのかお聞きしたいということと、みよし市では、事前に購入している利用券を利用頻度に合わせて日報に添付するといったやり方で、はっきりと受益者負担ということがわかるようになっております。

また、ほかでは、年を前半期・後半期といったような分け方をしているというところもあるわけですが、今回の年間ということの考え方についてもお聞きをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず一番に、実際に料金設定の方法ではありますが、積算のものは、勤労者体育センターの電気代をもとに算定をしたものでございます。勤体の年間の電気代を利用者数1人当たり幾らぐらい電気代を使っているのかといったようなことを試算しまして、それを学校開放に当てはめたとしたらといったようなことで、利用団体、その全体の利用料金を93で除したというような状況でございまして、ちょっと言葉等わかりにくいかと思しますので、もう少し具体的に申しますと、勤体の去年の電気料約102万4,000円、100万円でございます。それが利用者が約2万2,000人ということで、1人当たり46円50銭程度の電気代が実際にかかっているといったような状況であります。これを学校体育館という、例えば体育館の場合だと個メーターがついておりませんので、電気代がはっきりと積算できませんので、これを勤体に倣って積算するといったようなことでございまして、46円50銭に年間の利用者数、3年平均ですと約8万5,000人ぐらい、年によって若干差があるわけですが、利用されます。それを掛けまして、これは勤体というのはほぼ一日使っておりますが、学校開放

の場合ですと、夜からということでございますので、その割り落としといたしますか、大体おおむね3割程度であろうというふうに積算をしました。その金額は約120万弱であります、これを93団体で割りますと、約1万3,000円弱、1万2,700円程度になろうかと思いますが、そういう形で1万2,000円を設定したものでございます。

それから、なぜ年間かといったような質問でございますが、幸田町の場合は、年度途中での移動というのは、ゼロではありませんが、ほとんどないといったような状況から、年間の設定をしたものでございます。

みよし市さんのように、利用券を配って、1回使うごとに多分料金をとということだと思いますが、その単価はちょっとわかりませんが、それも一つの手かもしれません、当面、子どもは年間1万2,000円でやってみて、実態が合わないということであれば、また改正することはやぶさかではございませんが、当面はこれでやってみたくいうふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 2番、酒向君。

○2番（酒向弘康君） 電気代でということでは試算されて、それが基本になっているということだということではあります、他の市町のホームページを見てみますと、多くの自治体でこの利用料については、括弧づけ等々で、電気代・照明代というふうに明記をして徴収されております。

先ほど部長が言われました勤体の体育館、次の議案にあります、これも議案説明の中で、照明代・電気代というふうに説明があったわけなんです、ちょっと私の聞き漏らしかもしれませんが、この第59号議案にはそのような言葉がなかったように思います。

この利用料ということから、私のところに、料金を徴収するなら、今の穴だらけのネットや動かない戸なども修理してもらえるのかなといったような声も聞かれます。電気代と明記されなかったところについて、それからそういった修理等々も対応してもらえるのかどうかということの考えもお聞かせをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 今回の利用料は、電気代としてということではございません。算定を電気代に求めたといったようなことではございまして、いろんな施設備品等もございまして。そういったことで、全体での利用料、電気代という限定したものではないというふうに御理解いただきたいと思っております。

また、備品・設備等の関係でございますが、毎年6月に各学校の代表者と、それから各学校の利用者の代表者の方々と運営委員会を開催しております。この各学校の利用者代表というのは、地元の学校の利用者の方たちの意見を集約して集まってきていただいているわけですが、そこで意見交換をしております。施設等の改善等、要望があれば、生涯学習課、あるいは学校の施設に関係するものであれば学校教育課のほうで対応している状況であります。すぐに間に合わない大きなものにつきましては、次年度ということもございまして、そういうような形で対応してございます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、2番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、この体育施設のスポーツ開放に関する有料化ということにつきましては、8月の協議会には出ていなかったということでありまして、それが勤体との整合性という形の中で出されてきたわけではありますが、そもそもこの公立学校の体育施設のスポーツ開放、これはどういうことからこれが出てきたのか、そもそも論からお聞かせいただきたいというふうに思います。いつごろから始まったのでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） そもそも学校開放はといったようなことではございますが、幸田町では昭和54年から始まっているということではございます。

その当時、まだ幸田町には体育施設、勤体もなかったということもございまして、地域のスポーツの活動という、またスポーツ活動を通じて地域住民の相互の交流を図るといったような趣旨から重要な施策であるということ、54年から実施をしているものでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町に総合体育館等がないということで、スポーツ開放が始まったということではございますが、勤労者体育センターは、これはもともとは幸田町の施設ではなくて、1万500円で譲り受けた施設であります。

そういった点からすれば、他市町と比較をいたしまして、また総合体育館というものがなくて、そういう点からすれば、スポーツ施設の不足というものは見受けられるわけでありまして、やはり地元でだれもが親しみ利用できるという点からすれば、私はこれは今までどおり無料開放すべきだというふうに思うわけですね。

そういった点から、今回示された1万2,000円を、若干大ざっぱでありますけれども、1回の利用料金というのをを出してみましたところ、大体、1回200円ちょっとから250円ぐらいの利用料金になるというふうに思いますが、それで間違いはないかということではあります。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 1回の利用料金250円程度という試算ではありますが、これは何回使うかといったようなことによってくるかというふうに思います。

年間、今、去年で言いますと、3,357回ぐらいやっているという実績があるわけですが、これを団体数で割ってみますと、先ほどの利用金徴収、その団体93団体とそれ以外の子ども会とか学区とかといったようなことを含めると、110団体でございます。その110団体で割りますと、おおむね30回だろうと、平均するとですね、それを1万2,000円で割り返しますと、おおむね400円ぐらいではないかというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 趣旨が違うじゃないですか。だって、これ93団体に1万2,000円の料金徴収でしょう。今、部長が言われたのは、コミュニティとかほかのところが使用するものも含めて110団体と、提案の仕方が違うじゃないですか。

私が質問したのは、この93団体が大体週1回ぐらい利用して、そして割り返してみると1回当たり250円ぐらいになるんじゃないですかと。有料を伴う団体に対しての利用負担が、1回当たりの利用が250円ぐらいになるんじゃないですかということをお聞きしているんですけれども、その試算でよろしいでしょうかということなんです。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 一つの団体が年間でどの程度利用するかといったような積算の根拠であります。私は今、年間の利用回数は約3,300回ちょっとを越すわけですが、これは今の利用回数、無料団体も含めての回数でありますので、それを110で割ったわけですが、実際に料金をいただいているのは93団体ということになります。

そういう形で割り返しますと、年間で約40回ぐらいの、93で割り返しますともうちょっと回数がふえるわけですが、そうすると400円よりは下がるといったような状況でございます。

今、議員言われましたように、年間45回ぐらい使うということで仮定しますと、250円ぐらいになるといったことは正しい数字でございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほどの酒向議員の質問に対して、この1回1団体が使う1回料金が250円ぐらいだったら、大体理解してもらえないかということをおっしゃいましたが、この有料化に伴う利用団体への意見聴取というのはどのようにされたのかということと、そもそも昭和54年から体育施設のスポーツ開放ということでスポーツ振興に対しての無料開放してきた、そういう精神が今度の有料化によってスポーツ振興策の後退につながるのではないかというふうに思うわけですが、その点について、やはりこの義務教育施設のスポーツ開放で住民が身近でスポーツを楽しむ機会を奪う、こういうのにつながるのではないかというふうに思いますけれども、その点についてはどうなのかという点であります。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、料金徴収することについて利用団体への意見は聞いたかといったようなことでございます。正式には会合を持って聞いたということではございません。そういう意味では、聞いてはおりません。

また、スポーツ振興の後退ではないかといったような御質問でございました。私どもは後退とは思ってはおりません。学校開放は、先ほど申しましたように、昭和54年から行ってございまして、地域住民の相互交流を図る重要な場であるというふうに認識をしております。

しかし、体育施設の中で料金徴収していないのは、学校開放のみであります。他の施設との公平性・整合性から、今回、利用者に御負担いただくということにいたしましたので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この事前要求資料の中で近隣市の状況があるわけですが、よく引き合いに出される近隣市では、岡崎市があるわけですね。岡崎市は無料となっておりますが、この辺のところは、特によく引き合いに出される岡崎市の状況というのは

考慮には入れられなかったのかということをお伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 岡崎市の状況は承知はしております。近隣の状況等は、1回当たり幾らとか時間単位で来ておりますが、私どもは年間幾らといったようなことをございまして、今回は、近隣のこともそうでありますが、町内の同様な施設との整合性をとるといったようなことも十分考慮したものでございます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この議案も含めて、今回提出されている公共料金の値上げにかかわる議案全体そのものが極めて不純な動機。要は、いろんな言葉は使われるけれども、住民に痛みを押しつけて有料化をする、それだけです。あと、取ってつけた均衡だとかなんとかと。しかし、全体からいけば、行政水準がどんどんどんどん後退をする、明らかでしょう。

そうした点からいけば、先ほど来の議論も含めて、学校開放というものがもともと無料だったときのあなた方の理由は、幸田町には体育施設の施設整備が十分ではなかったんだと。十分ではなかったけれども、今回、その対象になってきているのを聞けば、どこと比較対象しとるのかと言ったら、幸田町内で勤体だけでしょう。勤体がつくられて、もう20年余になるわけですよ。それまで何も知らなかったものを今回均衡を図るといっているのはいかなものかということでしょう。

ですから、そうした点からいけば、やはり行政がどんどん後退をしてきている。大須賀町政になったら、「8つの誠」だとか「確かな力」だとか「豊かな行政経験」だとか、いろいろ言われるけれども、その実態は住民にとっては町の政治がどんどん後退をしている、これが実態でしょう。

そうしたときに、この関係からいけば、学校開放そのものが無料の原則で来し、それを、今、取ってつけた理由の勤体との均衡と言ったって、勤体できて20年以上もなる中で、それも一言も言ってこなかったものを急に出してきたと、これが一つですよ。

もう一つは、62項目に上る使用料・手数料の見直し、これは8月の各委員協議会の中で出されました。そのときに、この問題は出ておりましたか。出てへんかったですよ。それを何でわざわざ住民に痛みを押しつけるための項目を一生懸命探して、これもあったわと。こういうどさくさと極めて不純な動機のもとに出されてきた内容だ。

私が申し上げたことについて、いや、それはあなたの思い違いですよ、独断と偏見ですよということを言われるなら、きちっとその理由を示して、納得のできるような回答

がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） いろいろおっしゃったわけでありまして、今回の公共料金の値上げ等々につきましては不純な動機だとおっしゃるわけでありまして、今までも各補助金、そういうものについても見直しも過去にも図ってきたわけでありまして、使用料・手数料だけがなぜそのままにしておかなければいけないのかということでありまして。

補助金、今まで10%とかカットしたわけでありまして、お互いに全体を見直させていただくということで今回お願いしたわけでありまして、伊藤議員が不純だとおっしゃれば、伊藤議員は不純であろうかもしれませんが、私は今回は全体の見直しをさせていただくというのは前にも申し上げたとおり、これをやらせていただくつもりでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 補助金の見直しというのは、もともと補助金が交付されてきましたよと、それを5%だ、10%だという、いとも簡単に一律という手法をとってやってきた。それは、あるものを、既に補助金という形であるものを、それを削ったと、そのことでしょうか。

今回は、全く俎上にも上ってこなかった。俎上にも乗ってこなかったものを何で取り上げてやったのか。全体の見直しという中で、この問題は全体の中に入っておらんかったですよ。62項目の中にも入っていないと。入っていないものを、なぜそういう理屈で説明答弁がされるのか。今のあなたの答弁でいけば、全く私は理解できない。

補助金の削減の問題と全体の見直しの中でやってきましたよと。だがしかし私が申し上げたのは、全体の見直しの中にも入っておらなかったものを何で出してきたのかと。それは、どさくさ仕事の中の不純な動機じゃないですかということをお願いしている。答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） どさくさに紛れたかどうかはあれですけれども、全体的に社会体育施設の見直しを図るということでの後から追加されたというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何か極めて他人事、どさくさじゃないよと、全体の見直しの中で後から追加されたと思うと。あなたが提出者ですよ、議案の提出者だ。

もしそうで、後から追加のどさくさじゃまずいじゃないかと言ってあなたがストップかければ、もともとなかったものをぼんと乗せたことはこれはまずいというのが提出者としての責任ある態度じゃないのか。

担当が、おい、これ忘れておった。ちょっとこの際、ねじ込んじゃえ、ねじ込んじゃえと。ああ、そうかいと。どの道、議案を一つたたくのも10回たたくのも一緒じゃねえかと、痛みは同じじゃねえかと、こういうことでしょうか。だから、不純な動機だと言っとるんですよ。

後から出てきた、後づけだよというのは、提出者としての責任のある対応の答弁の仕

方じゃない。答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） ちょっと言い方が悪かったんですが、私自身が提案者でありますけれども、要するに8月の協議会の時点のことをおっしゃった。ですから、その時点にはなかったということで、私はちょっとそれを思ったんですけれども、実際は提案は私がやっておるわけでありまして、全体的に今回は社会体育施設との絡みを持ってこれを追加させていただいたということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第59号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第60号議案の質疑を行います。

まず、11番、大須賀好夫君の質疑を許します。

11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） この第60号議案ですが、大日蔭グラウンド場は平成13年にオープン以来、緑いっぱいの芝生のグラウンド場として毎日大勢の方に御利用いただいておりますことは、御承知のとおりであります。

前にさかのぼって調べてみますと、オープン以来、約35万有余の方に利用していただき、平均年3万5,000人、多いときには5万有余の方に利用をいただいております。

そこで、大変盛大にグラウンド場を使われておることは大変結構な話でありますけれども、ここで利用者の内訳を見ますと、約6割以上の方が町外の方のように思われます。受け付けに毎日来ていただく人にサインをしてもらっておるんですが、そのように思われます。中には、観光バスで来て団体利用されている場合もあるように思いますが、町内利用者の方から私のところへよくこのような話を聞きます。県外・町外の方が余にも利用が多いので、芝生は生物でありますので、管理も大変であるということで、何とかならんだろうかという話をお聞きしますが、今回の見直しで1団体30名から20名として、利用料1,000円から1,300円、これはもうよしとして、町外の利用者・団体にはもう少し、皆さんの意見をまとめてみますと、応分の負担、すなわち格差をつけるべきだということをよくお話を承りますけれども、今回のそういう見直しの中で町民の皆さんのそういう意見をもとに検討されたというようなことがあるのか、これは町民の要望であると私は思っておるんですけれども、その辺をいかにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 大日蔭のグラウンドゴルフ場につきましては、非常に評判もよく、内外からも多くの方が利用していただいております、ある面、非常にありがたいことだというふうに思っております。

今、大須賀議員が言われたように、町外の方の比率がかなり多いといったような状況も把握はしております。また、営業の方、観光バス等が入っているということも承知はしております。

申し込みの段階で営業ということがわかれば、その時点でお断りをしているわけです。

が、なかなか実態として営業かどうかという判断、営業でないという申し込みであっても、実態は営業であったということも聞いてはおります。

そこで、そのチェックに関しましてはなかなか難しいといったようなことが実情でありまして、人をそこに張りつけるようなことでないと、なかなかその対応は難しいというふうに思っております。

町内外の格差を設けてはといったようなことで私どもも検討はしてきておりますが、いまだにこれはといった有効な手だてがなかなか難しいような状況であります。今後も引き続き検討していきたいと思いますが、利用の段階で登録制とか、町内の人たちの、例えば優先的な申し込みとかといったようなことも今後十分検討していく必要があろうかというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 今、部長のお話、わからんわけじゃないんですが、要するに町内の人が団体で申し込むというときに、もう町外からの申し込みでやれないというようなことがあって、非常に団体としても、前から申し込んでやらなきゃやれんなど。うれしい悲鳴だと言えば、大繁盛でうれしい悲鳴なんですけれども、その辺のことも一度またお考えになっていただきたいなど、こんなことを思っております。

それから、次に団体利用とは別としてですけれども、個人利用についてもお伺いしたいと思うんですよ。

個人利用については、県内にこのような芝生ですばらしいグラウンド場は私はほかには余りないと思っておりますけれども、町外の方々から私のところへもよくお話を聞くわけですけれども、それはどういうことかと言いますと、このようなすばらしいグラウンドゴルフ場で利用させていただくことは大変うれしい限りだと非常にお褒めをいただくわけですけれども、こんなすばらしいグラウンドゴルフ場が無料というのは何とも心苦しいと、こういう話を聞くわけですね。

この間も、ある岡崎の御夫婦の方がお見えになって、「幸田町、お金があるでいいだね」なんていう話になっちゃうんですが、この辺も町外の方から「ただはいいけれども、無料というのは心苦しい」という話も聞いております。

今回の見直しを含め、御承知のように、上もまた2ホールできまして、3ホールから5ホールとなりました。管理も大変と考えておりますので、個人利用者にもそういう多少の負担があってもよいのじゃないかと、無料というのは聞こえがいいけれども、余り実際にはよいことじゃないなど、こんなことも考えておりますので、有料にすることで、管理もしっかり、またマナーもよくなるのではないかと、こんなことを考えております。

先ほど申しましたように、料金の見直しはたびたび行われるものじゃないんです。先ほどからいろいろ皆さんからの御意見もあるけれども、そんなにその都度、その都度、料金を変えるなんていうことはできませんので、こういう料金がえのときに利用者の意見も酌み入れて料金の見直しが必要だなど、こんなことを思っておりますし、また町内の利用者の方々の意見もそれと似通っておると私は考えておりますので、その辺も御検討願いたいと、かように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 個人の町外者の有料化といったような提案でございますが、現時点ではちょっと今は考えてはおりません。

というのは、先ほども申しましたように、いわゆる見きわめと申しますか、町外者であるという確認の方法がなかなか難しいといったような実情もありますし、もともとこういう体育施設というのは、一般的には面利用と申しますか、団体利用を一応前提としてきた経過もございます、個人利用という発想が今まで余りなかったといったような、そういう実情もあります。

今、大須賀議員が言われたように、そういう事情、いろんな方々の意見も私どもも聞いております。ということで、町内の方に例えば登録証とか、または利用者に登録証を交付したり、または町内の方に、いわゆる通常、1カ月前から予約できるわけですが、町外者と差別をするようなことも踏まえて、今、大須賀議員のことも踏まえまして、さらに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 先ほど団体利用、また個人利用についてお話しさせていただいたわけですが、非常にもとはと言え、町内の方がいつ行っても楽しんでいけるというのが趣旨じゃなかろうかと思うんですね。それが、観光バスが来てみたり、県外の人たちが来て優先にやっておられるということの苦情もあるということをよく認識していただいて御検討願いたいと、かように思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 十分できるものでございます。今後、町内の利用者の方に不便にならないような形で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、11番、大須賀好夫君の質疑は終わりました。

次に、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 勤労者体育センターについて質問をいたします。

今回、昼時間も電気を使用することによって値上げをするという説明でございました。勤労者体育センターの利用状況も、ここで提出がされております。1,419回の利用があるということで、先ほどの第59号議案の学校の体育館の開放の回数と合わせましても、かなりの勤労者体育センターについても利用が見込まれておるところでございますし、利用されております。本町にとっても、本当にスポーツが盛んなまちだというふうにわかるわけでございます。

今回、資料を提出していただいた中で、回数は1,419回ということでございます。隣に平成21年実績等がございますが、これは料金でございますが、この平成21年とありますが、これは21年度であるのか、平成21年であるのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それはどうしてかと言いますと、この幸田町の教育概念という、これを見させていただけますと、21年度の勤労者体育センターの使用回数と使用料金というのが載っております。使用回数は同じ1,419回でございます。しかしながら、使用料金が若干金額が違っておりますので、例えば21年度がこちらで、平成21年がこの金額であると

いう、提出していただいた資料の中の金額であると言うなら、それはそれで結構でございますが、その辺の内訳を明快にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 料金の金額の関係であります。今回出させていただいた資料の83万5,110円、これが資料で、教育概要には82万2,320円と違うわけですが、年度、いわゆる21年度でありまして、この教育概要の数値が間違っておりましたので、まことに申しわけありませんでした。訂正をお願いいたしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） やはり、私たちに提出していただく資料でございますので、この第57号議案の提出にはきちんと年度まで書いてございますが、第59号議案、第60号議案は年度もきちんと書いてございませんので、細かいことかもしれませんが、この辺もきちんと提出していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それから、この勤労者体育センターも多くの利用者がございます。健康のまち幸田にふさわしい状況であるのではないかなと思います。

使用時間の昼時間、12時から1時までの空き時間の解消については、さきの議会の中でも私も質問させていただきました。そのときは、午前と午後と通して利用しているときは続けて利用できるようにするとは言われましたが、今回の利用料を値上げする条例の改正時に合わせて時間の変更を、空き時間をなくす時間の変更は考えられなかったのかということをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、資料につきましては、申しわけありませんでした。以後、十分気をつけて資料の提出のほうをさせていただきたいと思います。

それから、時間の空き時間の関係であります。勤体の場合ですと、12時から1時の間が、今、管理人の休憩という形で、アリーナ、いわゆるスポーツの使用は認めていないといったような状況であります。

今回、この点につきましても検討をさせていただきましたが、管理人等のこともございまして、半日ずつということもございましたが、人数のこともございまして、当面、現状でお願いしたいと、いわゆる12時まで、そして1時からといったような形をお願いをしていきたいというふうに思います。

なお、時間利用のほうがいいわけですが、終日借りる場合が問題になってきます。その場合でも、管理人さん、やっぱり休憩時間は必要でありますので、以前はアリーナに入っはいけないといったような状況で、管理人さんからそういうことがあったようなこともあります。現在では、基本的にはロビー・休憩室で休憩していただくわけですが、手狭な場合は、アリーナの中に入って休憩していただくこともいいということで徹底しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 近隣市町のスポーツの施設を見てみますと、岡崎は終日というものもございますが、岡崎市は若干昼休憩の時間があいているようなところもございますが、

ほかのところ、豊田市とか蒲郡、西尾、一色、吉良もすべて昼の時間のあきは条例の中でもありません。これは、スポーツをしていて、途中で中断する、12時になったら中断するという事は、私はどうしても考えられないわけでございます。利用されている方々が楽しくスポーツをいそしんでもらえるような考え方をさせていただきたいというふうに思います。

受益者負担であるなら、やはり住民へのサービスは第一と考えて、この辺もしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

管理人の休憩ということでございますが、別に管理人の方が休憩をされていても、その施設のお昼時間をなくしてスポーツをそのまま続けても何ら私は影響はないのかなというふうに思いますので、しっかりと御検討を願って、改善をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 時間単位の利用であれば、このような問題はほぼないかと思いますが、終日利用の場合だとそういった問題が生じてきます。

私どもも、例えば試合中に12時になったからやめよといったようなことは思っておりません。そんなことをしたら試合になりませんので、そうした場合には柔軟な対応はしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、利用者に使っていただいての施設といったようなことでありますので、利用者の不便にならないような形で今後も検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の引き上げは、昼間も照明の経費がかかるために電気料を付加するという観点から今回の値上げに至ったわけですが、この勤労者体育センターの利用者の人数についてお尋ねしたいというふうに思いますが、何名ほどの方が利用されているのでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） それでは、過去3年の結果といいますか、数値を報告させていただきます。

平成19年度につきましては、延べで1,359回で、利用者数は2万581人です。それから、平成20年度は、延べ1,757回で、人数は2万2,485人、そして去年、21年度につきましては、1,419回で、利用者は2万2,115人です。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いずれにいたしましても、2万人以上の人たちが利用をしているわけでありまして、そういう人たちが利用するたびに使用料がかかってくるというわけですが、今回の引き上げ目的であります、昼間も照明経費がかかるということですが、学校の教室等ですと、明るさの基準が変わりましたが、この体育館の

施設についての明るさがどうかということでございます。

昼間も、当然体育館ですので電気を使うわけでございますので、そうした部分が使用料に付加をされるということからすれば、十分な明るさが確保されないと、やはりこれは責任問題となってきますので、その点では、この勤労者体育センターの照明等は十分か、その点についてもお聞かせいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 学校につきましては、文科省の基準がありまして、今回、教室に関しましては引き上げになったといったようなことでございます。

この勤労者体育センター、体育施設、いわゆる公共の、いわゆる学校の体育館ではない体育施設についての照度基準値、済みません、私、手元に資料がございませんので、ちょっと答弁はできませんが、暗いといったようなことは現在聞いてはおりません。もし、暗いということであれば、また対応は考えていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 勤労者体育センターができて何年になりますか、ちょっとわかりませんが、その当時の照明の標準値と今のルクスの標準値、この点は、やはり年々変わってきているというふうに思います。文科省の基準が変わったならば、当然、この体育施設についても、やはりそうした点での明るさの確保というものも求められてくるというふうに思いますが、学校の体育館の照明施設も、その学校、学校によってまちまちでありました。体育館の球が切れているのもあれば、たくさんついているものもある。アップダウン式もあれば、脚立で取りかえなければならぬというか、そういう業者で取りかえなければならぬとか、そういういろいろと基準がまちまちでございまして、そういう点からすれば、電気料のことを言われるならば、きちっとした照明設備も十分明るさの確保も責任を持ってやるべきだというふうに思いますが、そうした点で、昼間の電気料がかかるということでの付加をするならば、そうした点でどう研究されたのかをお答えいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 先ほど申しましたように、照度に関しての基準というのは、ちょっと私、今、承知しておりませんが、もし現在の照度が基準を下回るようなことであれば、これは改善をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 昼間の電気料がかかるということで利用者負担を付加されるということが今回の提案の理由でありますけれども、じゃあこの昼間の時間帯の照明料金というのが今までの使用実態とこれからの使用に関してどう変化をしていくのかということでございまして、その点について言えば、この利用者がどうかかわってくるのでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 質問の趣旨がいまいち私、理解できなかったわけですが、今回、昼の料金を上げるということと、今まで実際に使用している状況とはもちろん関連性があるわけですが、今までも昼間使用していたわけでありまして、そういう面で、今回、

昼間から照明をつけて利用されていた実態から、今回、値上げをするといったような状況であります。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、今回の条例改正の提案説明の中では、昼間も照明に経費がかかるから、その分、電気料の分を付加するよと、ですからその部分を使用料の料金値上げに住民負担を求めるよということでしょう。

そうすると、例えば電気料という考えで言うならば、どれぐらいの使用料に対しての電気料を今まで付加するという考え方がほかの施設でもあったかと、それが今回、なぜ電気料ということをして上げる理由にそれをしてくるのかということですが、その辺のコストの問題、そういう点で、これから住民に受益者負担という名のもとですべて負担をさせていく考えがこの中に貫かれるのかということなんですけれども。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 現在の昼間の実際の利用状況を見てみますと、例えばバレーボールを例にとりますと、面によってはまぶしいといったようなことがございまして、カーテンを閉めます。すると、当然暗くなりますので、照明をつけるといったような状況でございます。これは、ほとんどすべてのスポーツといたしますか、利用実態として、カーテンを閉めて使っているのが状況でありまして、そういうことで、昼間も夜も同じような照明を使っているといったような状況から、昼間の料金を上げるという考えでございます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、4番、池田久男君の質疑を許します。

4番、池田君。

○4番（池田久男君） 私は大日蔭の利用状況についてお伺いするものでございます。

先ほど、利用者数はわかりました。60%が町外だと、あとの40%、3万5,000人の方が利用されると、約1万4,000人の方が利用と。大変、僕も町内の方々から、大変立派な環境のよい、安い施設で人気があるかと思えます。観光バスが3台、4台とまっとるときもあります。ただし、町内の方が本当にとれないという苦情も聞いております。先ほど部長の答弁によりますと、不便にならないよう配慮するというお答えを聞きましたので、大会数とか大会内容はわかりますでしょうか。

それと、営業目的、コミュニティ目的の区別、考えをお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず1点目、大会であります。21年度、申請書によりますと、大会と名のつくものは38回ありました。幸田のグラウンドゴルフ協会の月例会、あるいは町の老人クラブ連合会の大会、また老人クラブの支部の大会、それから区、あるいは学区のグラウンドゴルフ大会、それから年金友の会等でございます。

そして、営業目的との関係の御質問でございます。申し込みの段階でホテル等の営業目的ということがわかれば、利用は認めておりませんが、実態として、観光バスなり温泉のバスをつなげていっている事例もあるやに聞いております。

一たん聞いたこともあるんですが、これはたまたまバスを借りただけだといったよう

なことを言われまして、それを追求するような手だても私どもも持っておりませんので、信用するしかないといったような状況もございます。

ただし、そういうことがたび重なって町民の方に迷惑がかかるようなことはやっぱり好ましくないといったようなことを考えておりますので、先ほど答弁申しましたように、町内の方の何とか優先的な利用についてさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 部長が言われるとおり、あそこへ行きますと、看板のかかった字が書いたバスもとまっております。それによって町内の方がとりにくい、そういう部分もあります。

それで、一方でコミュニティ、先ほど言われましたけれども、老人クラブとか同好会、いろいろありますけれども、このコミュニティでやる場合の減免の考えはあるかないか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 学区の大会とかいろいろなコミュニティの大会に関しては、減免を実施していきたいと考えております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それと、もう一つ、時間の区分で、これは1ゲームというのか、16ホールというのか、まず16ホールと言ったほうがよくわかりますけれども、時間的な制限、区分はあるのかないのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 現在、利用は1面3時間の単位であります。1ホールといいますか、1ラウンド、16ホール回るとおおむね1時間から、ゆっくり回っても1時間半ぐらいかなというふうに思っております。時間利用というのは、今、3時間単位でやっておりますので、大体2ラウンドやるグループの方が多いようではありますが、人によってさまざまありますので、時間利用については、検討はしましたけれども、なかなか区分が難しいといったようなことから、今回はそういう考えは持ちませんでした。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 大変時間的な制限で苦勞していると思われま。

よそのグラウンドゴルフをやっているところを見ると、大変利用料が安いということもあって、多くの方が見えると思います。また、整備されておる、環境もいい。それに伴って各県外・県内の方も1泊して利用されるということですので、時間の区分のほうも考えていただきながら、ますます管理状況をよくしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 私どもも町民の方に楽しんで使っていただけるようなことで、さらに使いやすいような方法を模索・検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、4番、池田久男君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 教育部長がターゲットになって、大変汗をかいておるといような印象を持ちますが、答弁の内容を聞いておると、きわまっちゃったなど、ふん詰まりだなという感情しかないわけだな。

もともとこの勤労者体育センターというのは、磯部町政のときに労働省管轄の雇用促進事業団の事業として進められたわけですよ。幸田町は雇用促進が示してきた設計図ではちょっと足らんということで、つけ足したわな。そのつけ足しの部分は、幸田町単独ですわな。今回買うときでも、その部分だけは外したということですが、ともかくもともとつくったときから照度が足らん、南に向いておるけれども、西日になってくれればどどん日差しが入って、まぶしくなると、これは設置者責任でしょう。利用者責任か。

例えば、夜間、電気を使わなければならんというのは、それは一面、わからんでもないですよ。あなた方の提案説明は、昼間から電気を使うから電気料を徴収するわと、こういうことでしょう。そんな施設をだれがつくったんだ。

大もとの原因を口ぬぐってほおかむりして、昼間時間帯に電気を使うから電気料を負担せよと、もともと負担してきとるわけですよ。負担しているけれども、これだけじゃまだ足らんと。まだ足らんから、今度は値上げしてやろうと。だから、そういった点でいけば、施設の不十分さ、その問題はあるのかないのか、まずそれからはっきりしてください。

昼間でも照明を使わなければ暗い、あるいは西日が入ってまぶしくて試合ができんからカーテンを引く、カーテン引くことによって暗くなるから電気をつける、電気をつけるから電気代が要るとい、こういう三段論法だ。だけれども、そもそもそういう施設を設置した側の責任というのはあるのかないのか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 施設、あそこの勤体の場合のガラスがちょっと割に光を通しやすいガラスで、私ども55年か56年かなと思いますが、使ったことがございますが、若干まぶしいといったような施設でありました。そういうことで、実際にはカーテンを引かざるを得ないといった状況もございます。

また、それ以外に、外光だけでいきますと、アリーナ全体での照度のアンバランスが生じます。ということで、全体的に均一にするためには、やっぱり照明が必要だといったような事情もございまして、カーテンを閉めて、閉めない場合もありますが、電灯をつけている状態が大半でございます。

私ども設置者責任はないかと言われますと、丸っきらないとは申しませんが、そういう事情でありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 設置者責任、丸っきらないが、そういうことですのでというのは、どういうことだ。そういうことというのは、どういうことだ。

光を通しちゃおうと。光を通すようなガラスが設置してあるから明暗がはっきりして、アリーナがのうなっちゃおう。だったら、遮光性の強いガラスに変えればいいじゃない。そういうことだからというのは、言いごまかしというのか、話をがらがらぼんにしちゃおうわけだ。

まず、一番私が申し上げているのは、遮光性のガラスも設置しなくて、カーテン引いたりなんかということになると、いろんなことがあるからというだけの話でしょう。私が言っているのは、大もとの原因や責任はどこにあるのかということをやっとるんですよ。その責任をあいまいにしておいて、ないとは言わんけれども、そんなことでございませうというのは、何だそんなことというのは。

だから、私は設置者責任というものはきちっとすべきだと。その上で、設置者責任として十分やってきたけれども、なお足らずまいがありますので、心苦しいけれども、お願いしますというのが筋道でしょう。ある程度は、だがしかしこっちのほうもあるじゃないかと、こういうのは、言いごまかしじゃないのか。

まず、それがきちっとされるべきだということと、もう一つは、今回の関係も含めて、これを値上げした。値上げしたら、値上げに驚いて、こんな高い施設なんて使えるかと言って利用者がどこへ逃げるかと言ったら、逃げ道をふさがなあかんわけだ。囲い込みを凶らなあかん。囲い込みを凶る、あんたたちは知恵がいい、そういう点では物すごい知恵を出す。学校がただじゃないかと。学校へ逃げられたらたまったもんじゃねえ。値上げの効果がでてこやへん。そういう動機と不純な発想。

だから、それまでの議案の中で不純な動機と発想が、大もとはここですよ。値上げして、その値上げの効果が薄まっちゃいかんから、くそ道をふさげと。くそ道というのは、無料だった学校体育施設を有料化すること。こんなわかりやすい政治、わかりやすいわな。だれかがすぐわかりやすいなど、何によってわかりやすいかと言ったら、住民負担をどうやってつけるか、そのためにへ理屈つけたら、そんなわかりやすいのはと、こういうことじゃないのか。答弁いただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、施設そのものでございますが、体育館というものは、自然光も利用しながら、でも最近としましては、基本的には室内において同一の明るさでの練習なり試合という傾向にございます。

例えば、ちょっと極端な例を言いますと、大きな体育館、県の体育館のようなものはほとんど窓はございません。全部真っ暗で、中の照明で同じ明るさで、コートならコートの1面が同じ明るさになるような構造になっているというふうに私は理解しております。

その勤体が昭和の50年代の半ばに雇用促進事業団につくっていただいたものということで、その当時の設計書がよくわかりませんが、そういう面で、それを幸田町が譲り受けたということでもありますので、結果的には私どもの責任はあるといったようなことはございます。

そういうことでありますが、たとえ遮光性の強いガラスに変えたとしても、そうした場合は照度が暗くなりますので、やっぱりライトをつけるといったようなことになりま

して、やはり点灯する必要があるといったようなことをございまして、結果的には変わらないだろうということでもあります。心苦しいことではありますが、今回、値上げをお願いするものをございます。

また、値上げしたから、その逃げ道をふさぐために学校施設を有料化といったような考えを今言われましたが、私はそのような考え方、今初めてそういう考えもあるのだなというふうに思いました。

決してそうではございけません。あくまでも、利用者にとって勤体が有料、学校が無料といったようなことは、利用者にとっては不公平という、公平性に欠くといったような視点からの学校開放の料金の設定でございます。先ほど伊藤議員が言われたような考え方は、そういう考え方、勉強させていただきました。そういう考えは一切ございけません。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） しかし、冷や汗いっぱいご答弁せんかったか、わきの下、さわってみ、おまえ。出とらんかったら、したたかなやつやな。根性が座つとるわ。

あなた、今、言ったでしょう。利用者のそういう視点・観点はあるかもしれんけれども、私、伊藤宗次が言ったのは、これは初めて聞いたと。そんなこと、白々しいことを抜け抜けと、ふてぶてしいと言うんだわ、そういうのをな。

そうでしょう。例えば62の項目の中に初めからさきのやつが上がつとれば、学校開放が上がつとれば、それはまた別だわ。また違う観点がある。もともと62の中に漏れちゃったから、ちょっと見たら、勤体を上げるじゃないかと、それじゃあ勤体を逃がしちゃうがないから、学校でどこかと。これが一般的な発想でしょう。

こっちが聞いとるほうも冷や汗いっぱい、あなたのほうはわきの下びたびただと、そんなことで知恵出すな。もっと違うとこで知恵出せ。じゃあ、どういうところに知恵出すんだ。夜間だ、夜間だと。

この中で、28ページ、議案関係資料、午前・午後、それから夜間、夜間でも二つあるわけだ。午後5時から7時までの夜間は250円上げるよと、同じ夜間でも7時から10時までの1,500円は据え置く。

そうすると、日本は赤道直下とは言わんが、それに近いところで、午後7時までは太陽の光がさんさんと差していて、そのもとでスポーツができる施設だと、こういうことになるわけだ。だけれども、午後7時になったら、午後5時でももう夜間でしょう。だから、夜間としたら。

午後5時から7時までの夜間は値上げするけれども、7時から10時までには値上げしませんよという夜間のとらえ方だ。こんなもの、何で同じように、ここは据え置きますよということが発想的に出てこなかったのか。まさに、取れるものなら何でも取っていいんじゃないかということでしょう。

あなた方の議案の説明は、昼間でも照明をつけて電気代を使うから、その電気代の一部を負担してくださいよというのが発想であるならば、物事の順序と理屈が通るような点からいけば、午後5時からの利用は夜間で、ここでも位置づけてあって、それならば午後7時から10時までの同じ夜間のスタンスで値上げせずと。

だから、基本的な考え方は、いろんな知恵や工夫を出して、いかに住民に負担を押しつけないように、痛みを味わわせないようにあなた方が知恵と工夫と努力をしとるかどうかだ。全くねえわけだ。そうでしょう。

だからこそ、行政に対する不信や不満が出てくるわけだ。だれが考えても、午後5時から照明を使わんでもできるかと言ったら、できひんがや。通常の料金でいけるわけだ。ということからいけば、7時からの扱いと同等な扱いで午後5時から7時までは現行どおりと、せめてそのぐらいのことはできて当たり前じゃないかということですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず最初の質問で、62項目になかったのだといったようなことですが、この62項目というのは、現在、規則等、条例等があるものでございまして、この学校開放に関しましては条例がなかったということで、今回、全体の体育施設の利用の中で不公平感の払拭といったようなことから、学校開放につきまして料金をいただくことにしたといったような現状でございます。

それから、2点目の5時から7時の関係でございます。伊藤議員の言われることも私どもも理解はしております、検討はさせていただきました。

冬場でいきますと、5時はもう真っ暗であります。夏場の最盛期でいきますと、まだまだ明るいといったようなことがございますが、それを言いますと、先ほどの私と矛盾してくるといったようなことも言われるかと思えます。ということではありますが、使わないときもあるといったようなことから、こういうような形で料金を設定させていただきましたので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 苦し紛れも苦し紛れで、じゃあそうすると、日本はサマータイム制を設けておるのか。午後7時でも結構明るいですよと、そんなものはと、そういうことと一緒だ。

午後7時でも、太陽はてんてんとしておって、この時間、大いに外で頑張ってくださいよと、日本はサマータイム制を採用しとりますと言うなら、そういうように答弁すればいい。

午後7時になって施設そのものがもう日陰の中へ入って、御存じのように、外に行けば、西は山だわ。二、三百メートルの山。それぐらいかかるだろうな、あの付近だったら、7時近くになれば。それでもまだ明るうございまして、まだ十分やれますよと、それでも電気をつけちゃつとるわと、こういうことなんだ、あなた方の理由は。そういうのを取ってつけたへ理屈と言うんだわ。

だから、私は提案した内容について、これを撤回するなり修正を加えるというのは、それは難しいだろうと。ただ、後は要綱の中で減免規定を設ければいいじゃないか、扱い方としてはやれるわけだ。

条例はこうなっておって、ただし欄項目についてはという項目をぶいと起こしやできるわけだ。そういう知恵と工夫ぐらいは出せよ。出したものは、一筆も変えさせへんと、消しごむで消し去るわけにはいかへんと。それは、恐らくこの議案が賛成多数で、みんな

なもろ手上げて住民負担大好きだと、幸田町議会は大変な理解があるという、あなた方の理解の上で議会が恐らく可決をしていくだろうと。

そうしたときに、あとどの道、規則対応・要綱対応というのは出てくるわけです。そういう点からいけば、そこであなた方が知恵と工夫を出す余地はあるということを申し上げて、考え方を示していただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 料金に関しまして、私どもも検討してこのような形で値上げを提案させていただいたものでございます。伊藤議員言われることも理解できないわけではございませんが、今回、この提案で御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第60号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時06分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第61号議案の質疑を行います。

まず、11番、大須賀好夫君の質疑を許します。

11番、大須君。

○11番（大須賀好夫君） 現行の許可手数料が2,000円で今まであったんですが、一気に1万円ということになります。どこにどういう根拠があって、5倍もの1万円にされたのか、お伺いをします。

と同時に、影響額については、先ほど資料要求の中に入っておりますので、省略をしておきますけれども、同時に近隣を見ましても、許可手数料はばらばらであります。岡崎市は1万円であるのに対し、幡豆3町では、一色町が1,030円、吉良町が1,000円、幡豆町が1,050円、そして西尾市は無料であります。余りにも格差がありますけれども、なぜこのような現象が起きておるのかと、どこかに何か原因があるのか、また基準たるものはないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） まず、一番最後にお尋ねいただいた基準でございますが、特に私が承知しておる範囲内ではなかったかというふうに思います。

それから、冒頭に御質問いただきました2,000円が一举に1万円ということで、きょうお配りした表ですと、400%という、数字的には非常に大きな数字になっておるわけでございますが、その根拠ということです。

この今回お願いしますのは、一般廃棄物を運搬処理、浄化槽の清掃業ということで、一番大きなものは一般廃棄物の運搬でございますが、この運搬につきましては、幸田町の一般廃棄物は岡崎市へ搬出をしておるということでございますので、先ほど議員言われましたように、各市町非常にばらつきがあるということでございますが、搬出先の岡崎市と整合をとらせていただくということで、1万円の金額とさせていただきます。

- 議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。
- 11番（大須賀好夫君） もう一度お伺いしますけれども、岡崎市が1万円というのはいつごろから1万円になっとるんですか。幸田町の2,000円というのは、いつごろ改正されたんですか、わかりませんか。
- 議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（松本和雄君） 申しわけありません、承知しておりません。
- 議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。
- 11番（大須賀好夫君） それでは、もう一つお伺いしますけれども、近隣市町を私は言いましたけれども、愛知県内で1万円以上の市町村はどのぐらいあるかと思われませんか、また一番高いところではどのぐらいを取っておられるのか。基準がないということなので、各市町村で決められておるということだと思えるんですけれども、わかりましたら教えていただきたいということと、もう一つ、こういうことが起きるといことは、業者間のトラブル等の発生が起きると、起きた事例とか、そういうことはありませんか。余り市町村に差額があるということで大変危惧するわけですが、いかがなものでしょうか。
- 議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（松本和雄君） 先ほどの基準でございしますが、私が承知しておらないということで、ちょっともしあるといかんものですから、保険を掛けておきますが、県内の許可手数料の関係でございします。近隣については、前回、お手元のほうにそれぞれお配りはしてあるかと思いますが、県内、それ以外のところで、最高の金額は一宮市の1万7,000円でございます。それ以外に、岡崎市・小牧市・高浜市・知多市・東海市・常滑市・豊田市・豊橋市・名古屋市・半田市、以上が1万円でございます。11自治体が1万円以上ということになります。
- それから、業者間のトラブルでございしますが、これを上げたことによってトラブルということは、それぞれの運搬等する区域は決まっておりますので、業者間でのトラブルというのは特にはないかと思えます。また、聞いたような状況もございません。
- 議長（鈴木三津男君） 以上で、11番、大須賀好夫君の質疑は終わりました。
- 次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。
- 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 今の説明でいきますと、1万円は我が幸田町もその仲間に入っていくというわけで、幸田町を入れて12ということだわな。12でしょう。後、追っつけ、参上しますのでというのが幸田町だわ。
- そうしたときに、なぜ均衡を図るとい言葉でくくりしちゃうのか。要は、岡崎と、高いレベルに合わせたというだけのことで、均衡を図ったんじゃないわねえわけだ。
- あなた方も、62項目の関係で資料を8月の協議会の中に出している。その中で、先ほどもちょっと触れられたわけですが、この資料の中でいく限りは、岡崎だけですわ。後は、無料から最高の蒲郡市の5,000円。言い方は悪いけれども、均衡というのは、足して2で割って出すのが平均であるけれども、均衡ということでしょう。
- だから、岡崎と同一の金額にしないと、これらの業者が、岡崎にきちきちきち言

っていじめられるのか。幸田町はいじめられとるわな、岡崎に。そういういじめの構造で、こういう業者も岡崎がちくちくちくちく幸田の安いところとやって手数料打ちやがってといじめられるから、均衡を図るということですよね。それでないと、均衡という理由は何なのか。要は、高きに合わせたと、こういうことに尽きるわけですが、そこら辺はどうですか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） この業の許可を与えるための手数料でございますので、その業者が岡崎市にどうこうというようなことはございません。

高きに合わせたということでございますが、たまたま岡崎市が1万円であったということで、幸田町から出た一般廃棄物を岡崎市の処理場へ搬入すると、ごみの関係、持ち出す自治体と荷を積むところとおろすところとそれぞれ許可がなければできないということで、幸田町のごみを運ぶ業者については、幸田町の許可、それから岡崎市の許可を当然得とるわけでございますが、そうした関係で、積むところとおろすところがばらばらというのもどうかということで考えまして、岡崎市と同一価格にさせていただいたということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 大変思いやりがあるな。幸田町が積むところが安くて、おろすところが高い。それは、大変だろうな。そういう思いやりというのは、米軍基地に必要な日本が思いやり予算をやってどんどんどんやるのと理屈は一緒。何の思いやりでもないわけだ。

じゃあ、業者のほうから、これだけの値段に差があると、幸田町2,000円、岡崎市1万円、いや、これじゃあもう岡崎に行きたくて行きたいけれども、敷居が高くてねと、頼むで上げてくれという願いがあって、いや、そうは言ってもと、ぐっと今日まで一生懸命抑えてきたけれども、抑え切れんから、業者がそこまで言って肩身の狭いをさせちゃいかんから、それじゃあやりましょうよと、こういう思いやりなのか。均衡を図って、おろすところと積むところの値段が違うから、一緒に高きに合わせると、そういう理屈は成り立つかということなんだ。その成り立たせる背景は何なのか、明らかにしていただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 間違っても、業者から安いから統一をしてくれというような声は聞いておりませんが、先ほどから申し上げますように、積むところとおろすところ、このバランスを考えて同一価格にさせていただいたということで、岡崎が1万円だからそれに合わせて町の2,000円も1万円にさせていただくということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、御理解いただきたいと言っても、御理解できんから言っとるわけだね。そういうのを小さな親切、大きなお世話だ。小さな思いやり、勝手な負担増だと。それを理解せよと言ったって、業者からそんな話なんか聞いたことない。聞いたことないけれども、思いやりを持って4倍の値上げをすると、こういうことでしょう。

それは思いやりではないですよ。押しつけた小さな親切、受けられたら大きなお世話だ。そうやって突っ張るとればいい話じゃねえわけだ。

いや応なしに4倍からの料金となるという点でいけば、あなた方の発想の貧困と発想の安易さ、何も不十分してへん、だれも文句も言っとらへん、ぐずぐず言っとるのは幸田町だけだ。取れるところから、どうやってへ理屈つけて取っていくかと、そんな知恵と工夫を出すような行政では、ますます幸田町の行政は停滞から混迷をして、今、混迷から脱却しつつあって、その脱却した先がどんどんどんどん後退をしていくと、これが今日の大須賀町政の象徴的な動き、それに一生懸命拍車かけて、あなたが一生懸命後ろからあおっているわけだ。違うか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） そうというようなことはないと思います。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第61号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第62号議案の質疑を行います。

まず、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今回は、幸田駅西の第1駐車場と駅南駐車場の使用料、現金と回数券の引き上げをするものでございます。この現金と回数券の利用をしてみると、平成21年度の実績は、前年度比よりも167万4,450円ほど減となっております。

今回の引き上げ分についてお伺いをしていきたいというふうに思います。

22年度の見込みの実績と引き上げ分についての影響額等をお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 22年度の利用状況でございますが、11月末まで定期利用で561件、728万1,000円、日利用で1,476万9,100円の収入がございます。トータルで2,205万100円の収入になっておりますが、年間利用の収入予想といたしましては、おおむね昨年並みとなります3,260万円強の収入が見込まれます。

その影響でございますが、影響額につきましては、343万1,800円ほどを考えております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 全体的に、これの引き上げによって若干利用者は少なくなってくるのではないかなというふうに思っております。

また、第2駐車場は現行の料金を据え置くということでございますので、第1から第2へ移行される方も出てくるのではないかなというふうに思います。それはそれで個人の自由でございますので、それはよいというふうに思いますが、駅西の駐車場は、夜は大変暗くなってまいります。人通りも少なくなってくるわけでございます。女性の方は、なるべく近い駐車場にとめられることを願っておるわけでありましたが、なかなか満員で入れないというのが実態でございます。

私も以前、駅西のほうを通ってみますと、本当に若い女性が第2駐車場のほうへ広田川を渡って移動されております。本当に危険と隣り合わせのような形の駐車場を利用されていることも実態としてあるわけでございます。

今回の使用料の値上げにあわせまして、駅西の第1駐車場に女性専用の駐車場を確保していただけたらなというふうに思うわけでございますが、この辺の御検討をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 女性客の利用の関係でございますが、全体の3分の1から4分の1ぐらいの方が、これは定期的関係でしかちょっと把握はできませんが、女性客でございます。

そうした関係で、女性客専用の駐車スペースをとということになりますと、なかなか男性のほうにも影響が及ぶということ、それからこの間も夜、議員から質問をいただきました関係で、再度確認をしてみましたら、胸を張って明るいよというほどではありませんけれども、駐車場としては防犯上問題があるというような暗さも特には感じられませんでした。

そうしたことも踏まえて、特にあの駅西の第1について女性専用のスペースをつくるということは考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 女性の利用者は全体から言うと、これは定期だそうですが、3分の1か4分の1ぐらいで、若干少ないよということで、防犯面も、明るさは確かに以前の当初の明るさに比べましたら、確かに明るくはなっております。しかし、夜9時以降は極端に人も少なくなっまいます。ですが、幸田町の駅を利用されまして遠くまで勤務をされる女性の方も現実はいらっしゃいます。また、この駐車場の利用客ではないかというふうに思いますが、駅西には過去にも悲しい事件が起こったということも現実でございます。

また、新駅ができれば、新駅のほうへの駐車場に移動される方も、どのぐらいかわかりませんが、幸田駅の駐車場の利用客も若干は私は少なくなってくるのではないかなと、向こうのほうへ移行される方も出てくるのではないかなというふうに思われます。

岡崎のほうでは、名鉄の東岡崎駅が女性専用の駐車場もございます。ここは立体でございますが、1階の一番駅に近いところ、ここに女性駐車場が確保されております。私も一度ここを利用しようと思って、朝ですが、行ったときには、もう既にいっぱいでした。地元の方にお伺いをしましたら、やはり女性専用の駐車場は人気が高くて、すぐいっぱいになってしまうということも言われておりました。

でありますので、やはり新駅のほうに関しても、他市町からの利用客も、幸田駅西もそうだというふうに思いますけれども、他市町からの利用客もあるというふうに思われますので、ぜひとも女性専用の駐車場を確保していただけるような検討をしていただきたいと、そのように思うところでございます。できましたら、町長のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほど部長のほうから説明をいたしたわけでありまして、第2駐車場とか、要は、今回の値上げによって、またその部分を利用者の皆さんに還元していくという意味においては、第2駐車場のほうの問題もございまして、明るさとかその辺も含めて、また考えさせていただこうと思います。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、3番、大嶽 弘君の質疑を許します。

3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 料金の徴収方法についてお尋ねをします。

時間単位の申し込みでありまして、例えば6時間駐車申し込みをして、夕方6時になってしまう。窓口係員がもう帰ってしまうということになりますと、その後に帰るわけですが、まじめに私は7時間、私は8時間とめるよという人と、私は5時間で帰るよと言って、実質10時間とめて帰っていく人とのアンバランス、不公平があるのではないか、その辺はどう見直して対応しているのかということについて1点。

それから、今回の値上げに関して、いつも話に出ますが、機械を導入して料金徴収をするというようなことも検討されたのかどうか、この2点についてお尋ねをします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 1点目の6時間駐車申し込みで、それを超過した場合、どうするかということですが、6時間の駐車につきましては、半日料金ということでございますが、入庫時にチェックをしておきまして、後ほど精算をいただくということでございますが、駐車場の係員が見回りをいたしまして、時間超過をしたものについては、退場時にその差額をいただくと。それから、6時間過ぎてしまっ、あそこが無人になってしまうような状況につきましては、フロントのほうへその旨の文書といいますか、紙を挟んでおきまして、後日、納めていただくようお願いをしております。

それから、2点目の管理方法を人から機械方式への考え方ということでございますが、これについては今後考えていきたいと、事務レベルでも検討をしておる状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、3番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の改正は、8月の協議会の折に説明があったのは、新駅に合わせた見直しであるというような説明の中で、今度の見直しを図っていくよということではありますが、こうした新駅に合わせた見直しというのであれば、何も慌ててこの時期にやる必要がないというふうに思いますけれども、そうした点で、なぜこのようになってきたのか、お伺いしたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 新駅に合わせるということなら、現段階でなくてもいいじゃないかということかと思いますが、行革の一環で料金改定をさせていただくということでございまして、この段階で上げさせていただいたということでございます。

新駅に関しましては、また新駅の駐車場オープンに先立ちまして提案・御審議をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今度の見直しの一番の大きさが、一日利用、時間利用の件でございます。そうした点からすれば、定期利用とは違って、いろんな多くの町民の人たちが駅を使っているところに出かけていくと、これは買い物であったり、あるいはいろんな行事への参加であったり、その他もろもろいろいろと自己都合に合わせた形の中の駅の利用ということになるわけでありましてけれども、そうした住民の足となる一つの駐車料金に関するものに対して高額な料金をかけていくという、そういう見直しにつながるものであります。そうした点について言えば、私はこの時期になぜ引き上げのかと、行革であるならばすべて何でも引き上げていいのかという点であります。

当初のこの使用料及び手数料の見直しのときについて言えば、新駅に合わせた見直しだよと、こういうふういきちと明確に説明しているんですね。ですから、それが目的であるならば、なぜ私は今回、こうした見直しをしなくちゃいけないのかということになるわけでありまして。

新駅は新駅のときにきちともらいますよと、それは駐車場の整備を進めて新しく設置をしてやるわけですから、そのときはそのときで当然でありますけれども、じゃあ新駅に合わせるとなれば、今度は旧駅に合わせた新駅の駐車料金の設置ということで考えていけるんですか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） この時期の料金改定ということでございますが、先ほど申し上げましたように、総合的に勘案させていただいて、近隣とのバランスというのも当然あるわけでございますが、そうした中で値上げをさせていただくということでございます。

それから、新駅を見据えてという説明をしたかどうか、申しわけありません。資料的には出ていないと思いますが、その説明のときにそういう説明をしたかどうかちょっとあれですが、考え方といたしましては、新駅をやるときには、この旧駅の値段を参考にしてという、今、丸山議員のお尋ねでございますが、新駅の駐車場の料金決定をする際には、当然、この価格も新駅の駐車場料金の決定の一つの要因になるということ間違いなくございまして、新駅については、現段階でまだお話をしている状況ではございませんので、その点はお許しいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 新しい駅の駐車場は、パークアンドライドという点から先導的都市形成にかかわる駐車場の整備であります。そうした今までにない整備を図っていくというふれ込みで5億円近くの駐車場整備を進めていくという点からすれば、この駐車場の整備が今回の今の幸田駅西の駐車場の料金が一つの目安になると。目安にしながら、さらに付加価値をつけながら料金設定をしていく、その一つの布石であるということからすれば、私は今回はこのどっちが先になるか後になるかわかりませんが、しかし幸田駅の駐車料金が一つの目安になって新しい駅の駐車料金がさらに高い料金設定に

つながっていく、こう考えざるを得ないというふうに思うわけですが、先ほど部長が言われました、新駅に合わせた見直しを言ったか言わなかったかわからんよと言われましたけれども、これは確実に言っているんですよね、メモっているわけですから。それは、今の副町長が総務防災課長のときに説明をされた内容でございますので、これは副町長にお聞きしたいわけでありましてけれども、当時の総務防災課長のときに説明をされた内容が今回の条例改正となって料金引き上げの内容になってきているわけでありまして、先ほど部長が言った、その内容に間違いはないかということではありますが、その辺で、今度は幸田駅の駐車料金がさらにまた新駅の駐車料金に付加をされて、そして幸田町の公共駐車場の料金値上げがさらに拍車がかかるという、そういう内容になる、そういうものでありますでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 副町長にお尋ねですが、その前段で、先ほど私が申し上げました、幸田駅の料金改定をもってさらにそのバージョンアップで料金改定をしていくというようなとらえ方をされたとしたら、修正をさせていただきます。

今回の料金については、周辺とバランスをとらせていただいてこの価格を提案させていただいたということで、新駅の料金については、先ほど私の言い方が悪かったかもしれませんが、新駅料金を決めるときの一つの判断材料にはなりますよという言い方をさせていただきました。それは、この値段を決めたから、これに新しい駐車場、物がいいから、これにプラスアルファだよというとらえ方をされたとしたら、若干表現が悪かったと思いますが、これが判断材料の一つということでとらえていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 8月の協議会のときであります。総務防災課長として3協議会にこの資料を出させていただいたときの考え方でございますけれども、相見駅の駐車場の関係につきましても、説明の中で、駅の利用者を新駅として確保していくために、現行の駐車料金を幸田駅の駐車料金の中で考えていくときに全体として考える必要があるという中で、前町長のもと、そのような形で協議会の中で相見駅との関連性の中で考える必要があるというような形で説明はしております。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この時間利用、今回は時間利用、定期利用は据え置きということですが、この駐車場事業の中で、定期利用と時間利用、そういう料金区分でトータルで幾らになるのか、年間、トータルで幾らで、その内訳として定期利用と時間利用についてどういう金額で、その比率はどれだけか、まず答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 21年度実績でございますが、日利用が2,166万7,000円何がしでございます。定期利用については、1,121万4,000円、合計3,

288万ということで、大体2対1の割合で日利用が多いということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに、駐車場事業の中で、時間利用が大きく貢献をして、ここは結構もうけておるんですよ、利益を上げとるんだわ。さらなる利益を上げよと言って、大分前なんか、こんなもの民間に任せて、その民間にもうけさせよという議論もこの議会の中であったわな。そんなばかなことやるな、幸田町の泥箱とは言いませんが、その泥箱を民間にぽんと丸投げして、民間にもうけさせるような、そういう発想をする議員が今回でもあるわけですけれども、そういうことじゃねえと思うんだわな。

だから、そういう点からいけば、どれだけ利用者が利用しやすい駐車場として、この駅西の、あるいは駅南の駐車場を利用しているかということでしょう。

そういう点からいけば、2対1の比率で時間利用のほうのはるかに貢献している。貢献しているから、さらにもうけたいと。どっちで金をもうけたほうがいいのかと言ったときには、ウエートの高いところをちびっと上げたほうが、定期利用をちびっと上げたって大してもうからへんから、やめだど。2対1の比率で時間利用のほうが多いから、そちらを上げるという点からいくと、まさに死者にむち打つとは言わんけれども、現在でも貢献をしている時間利用の人たちにさらなるむちを当てて、利用して稼いでくださいよと言って、自分が稼いどるわけだ。そういうやり方自身にあなた自身が疑問を持たないのか。上げるものなら何でも上げていこうと、どの道上げるなら、たくさん取れるところから取っていこうと、ちいと安易じゃないですか。

そこら辺は安易じゃないとは言い切れませんと思いますが、そうした点で、余りにも安易、安直な考え方じゃないでしょうか、そこら辺はいかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 今、議員、冒頭に言われましたように、日利用のほう定期利用を上回って収益も上がっておる状況でございます。

定期利用につきましては、平成17年に定期利用を改定させていただいておりますので、今回、地域バランスを見るということも考えながら、定期については据え置きをさせていただいた状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第62号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第63号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回提案をされました条例のうち、次の第64号議案と合わせて言えば、唯一の値下げの提案でございます。

この内容を見ておりますと、この道路占用にかかわる値下げの議案でありますけれども、この道路占用をするのは町民じゃありません。収益事業を目的とする企業が主に道路占用をするわけでありまして、そういうことからすれば、いわゆる中電、NTT、そして東邦ガス、こういう中部圏内の中でも大手の大企業には、地価が下がったからと言って値下げというような案でございます。

この結果から言いますと、住民には負担増で、企業には値下げかと、これでは、じゃあ住民の固定資産税は下がっていますでしょうか。そういう点からすれば、とても道理に合わないものではないかというものでありますけれども、この道理に合わないものは中止すべきだと主張するものであります、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 占用料の見直しにつきましては、平成21年に国が行いまして、22年から国・県、県下の10の市町村が既に値下げをしておるわけですが、これは幸田町は12年に条例を制定しまして、13年から施行しておるわけですが、国のほうにおかれましては、平成9年の料金改定から21年まで行っておりませんので、この占用料につきましては、固定資産評価額をもとに算定をされておまして、固定資産評価額が御承知のとおり下落をしておるということで、地価公示に合わせて下落しておるわけですので、それを今回、町としては条例で提案をさせていただいております。

それから、固定資産評価額は事実下がっておりますが、地価公示が下がっておりますので、ところが課税につきましては、課税標準額を設けまして激変緩和措置がされておまして、これは評価額というのは、地価公示の7割に近づけると、こういうことで、いまだまだそういった状況が起きておりませんので、固定資産評価額そのものは下がっていますが、課税標準額はまだ上がっていくということで、今、議員のお話の、いわゆる住民の方の固定資産税というのは下がっていかないと、こういうことであります。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町がこの道路占用料条例、これをなかなか実施をしなかった。私はずっと前からこの道路占用にかかわる企業負担もきちっと求めるべきだと言っても、この幸田町の行政にとってまだ道路がいろんところで完備をしていない、それから区画整理も次々に起こってくる中で、占用料を取るよりも出すほうが多いということから、道路占用料を取ってこなかったという事例がございます。

それで、逆にこの道路占用料が、要するに行って来いの中で道路占用料として収益が上がるようであれば実施をしたいよと、こういうようなことから、なかなか他市町では道路占用条例を持ってきちっと徴収をしていたにもかかわらず、幸田町はそれを実施してこなかった。これは、道路占用条例というのは町独自でできるわけがございますので、今までのそういう事例の中から言えば、町独自で実施をすることができますので、今回でも、やはり独自路線でいくなれば、なぜ町民には使用料・手数料の見直しにかかわる増減で言えば、3,200万もの金額を取りながら、企業には減額をしなければならぬのかというのは到底納得できないということは、だれしもの思うことでもありますよね。そうした点について、いろんところでの整合性と言われるならば、これは割に合わないじゃないかというのが率直な住民の思いではなからうかというふうに思います。そうした点で、私は今回の道路占用条例について言えば、中止すべきだというふうに思います。

それから、この道路占用料につきましては、市の占用料と町の占用料は金額が違いますよね。このように、同じ占用料でありながら、幸田町は一文安い金額を設定をしているということでもありますけれども、これは県の条例の中で明らかにされておりますので、

言わなくてもわかるかというふうに思いますけれども、その点についても、こうした整合性に欠けると言わざるを得ないというものではないかというふうに思いますが、その辺ではいかがかということをございます。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 幸田町だけ町で条例、議会の議決を経なければ改定ができないわけですので、見送ったらどうかと、こういうお話ですが、これは全県一律に同じ料金設定が、今、議員のお話のとおり、市と町村とは料金が異なりますが、同じ料金設定で、いわゆる公益事業やそういったものの統一を図っておるわけですので、22年4月に愛知県や名古屋市初め10市が施行したわけですが、私どもも21年の改正ですので、減額を慌ててやることはないのということで、23年の施行に見送ってきたと、これは1年そういった減額を慌ててやることはないなど、こういう思いでおりますが、いずれにしても、今、国道248号は改定された料金で中電も、あるいは東邦ガスもみんなお支払いされておりますので、町道について高い料金を設定しておるということについては、23年施行、1年おくらせてきたということで、ぜひ御理解がいただきたいと思ひます。

それから、議員のお話のとおり、県の占用条例は市域と町村域、これは固定資産評価額をもとに算定をされて、全県下一律の価格を、名古屋市は工種地区で特殊な地域になっておりますが、あとは全県下一律の単価をもって制定されておりますので、電柱に至っては、条例改正では1,100円を上程しているものについては、市域は1,200円、1,700円のものも1,800円と、これは評価額を算定基準にいたしておりますので、その点については、算定方法には理解を示さざるを得ないと、こういうふうで御理解がいただきたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この県の改正に即合わせないで、1年幸田町が見送ってきたと、こういう事例を今おっしゃられたわけでありませう。1年見送ったならば、お家の事情によって2年、3年とお願いをして見送るといふ、こういうことだつてあり得るわけですよ。なぜ、それができないのかと。

ですから、占用料条例はそのまちの事情によって決定することができるわけですよ、議会にかけることができるわけですよ。ですから、なぜ今幸田町が苦しいときに延ばせないのかと、そういうことでありませう。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 答弁の繰り返しになりますが、全県下市域・町村域通して価格が設定をされておまして、既に愛知県では施行されておりますので、1年見送つてきて、23年施行というものについては、これは幸田町だけが最後まで頑張り切るといふことについては、行政のあり方としていかがかと思ひますので、23年4月1日の施行をぜひ御理解がいただきたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 県下で、今現在市町村の数が57市町村、その県下の中で道路占用料条例のこの改定はすべて今回で改定をされるのか、それとも県下の情勢はどうなつ

ているのか、あわせてお尋ねしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） きょうの資料提出で5ページに県下の自治体の占用料の改定状況を図面でお示しをさせていただきました。着色以外が未実施であります。この近隣においては、今、議員は県下と言われましたが、尾張区域や知多地域については確認をいたしておりませんが、近隣の市においては23年の4月施行で条例改正を考えておると、こういうふうに確認をいたしております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こうした愛知県下の改定によって、市町村も改定せざるを得ない状況に追い込まれるというようなことになったわけでありますよね、県の改正でありますので。それが右に倣えで、占用料の徴収をしている市町村については、年度の差はさまざまでありますけれども、県の改定に合わせてそれを改正しなければならないという、こういう状況に追い込まれている中で、県からこういう県下の状況というのは示されないのかということでありますけれども、その辺の統一的な見解というのはどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 国においては、政令で国道の管理をされている分について、22年の施行で既に改定がされておまして、愛知県はそれに倣い、この県下の市町村の価格も示して、22年の施行で動いておるわけですので、全国評価額の算定基準で、国の制度も平成9年から21年の改正ということで、22ということで、長い間、固定資産評価額が下がっておっても実施をしてこなかったといったことで、これは自治体の道路関係者については認識を同じとしておりますので、この県から改めていつやりなさいとか、そんな通知はありませんが、全国一律に施行されていく姿のものだと、こういうふうに理解しております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この資料を見ても、県下57市町村のうち改定済み自治体が10市町ですね。それ以外は、幸田町が12月議会にかけられておりますけれども、その市町の独自判断でやっているわけですので、今、幸田町は財政的に非常に厳しいと、そういう状況の中で慌ててやるものなのかと、こういう問題であります。なぜ慌ててやらなければならないのかと。住民には3,200万も値上げの議案を出して、企業には負けてやると、しかも27%も負けてやるというような、こういう内容でありますので、とても納得いかないということを申し上げて、質疑を終わります。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 慌ててではありませんので、22年から国・愛知県10の市町村で行われているものを23からの施行ということで、これは御理解をいただきたいと、かように思っています。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時08分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの答弁の中で、提出資料の5ページ、ここに県下自治体の改定状況というのがありますよと。さらっと見ていくと、建設部長に言いごまかされちゃなど。そんなことない、四分六じゃないか。4割が改定、6割はまだやらへんよと、この色分けを見ると、まさに県下の政治の、あるいは自治体の縮図がぱっと見えるわな。東西、三河対尾張、知多、そういう連合がここで角を突き合わせて桶狭間で決戦するのかなと、こういうふうに見てとれるんですね。まさに、幸田町は三河の一部として、旧金太郎あめの行政にすっとなびくわけです。どこを切っても同じ顔をしてくるわけだ、これはな。

それぞれの市町村が自治という名前なら、自治体にふさわしいような自治を進めていけば、金太郎もあれば桃太郎もあるじゃないかと、こういうことでありながら、あなたの言うのは、全部、国は政令なりと、県はそれぞれの市町だということ言うなら、もう一方の見方として、あなたの言われる内容から言ったら、地価が下落が続いておるから、今回、そういうことも含めて、収益企業等、大企業にそれ相当の恩典を与えなきゃいかんと、こういうことですよ。

逆な言い方をすると、地価ですから、これは変動してくるわけだ。変動相場制だよと、連動制だよと、こういったときに、地価の下落が続いていく限り、日本の経済は立ち直らへんわけだ。いずれかは地価が上がってくる。上がってきたときには、間髪入れずに情勢適応の原則でこれもぱっと上げるということをお墨つきでもらったか。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） まず、4割、6割の話ですが、議案説明の折に、愛知県、名古屋市を含めた10の市町という説明を議案説明の折にもさせていただきました。位置として、こういうふうにあらわしたということでもあります。

それから、地価の下落に基づいてこの占用料が下がるわけですが、これは上昇したらどうかということではありますが、先ほど来答弁の中にもお話ししましたが、全国の国道については、政令で国が占用料を定め、その折に各都道府県、市町村の自治体はそれに倣って改定がされることでありまして、お墨つきということにつきましては、これはもう前回の改正が平成9年で、次が21年でありましたので、そういった点についての取り決めとか、そういったことはございません。残る市町についても、23年施行で動いておりますので、ぜひ御理解がいただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 建設部長にしてはしゃきしゃきしゃきしゃきとしゃきしゃきの答弁をするな。もうちょっと気合い入れてちゃんと答弁して、みんなにもよくわかるような説明してもらわなあかんわ。都合の悪いことは、ごちゃごちゃごちゃごちゃ口の中でご

によごによ言って、私がお聞きしたいのは、結局、あなた方が連動制だ、連動制だと言われる。その連動とは、地価公示、あるいは評価額に連動じゃねえんだな。あなたが言うのは、まず国の政令が変わらん限りは連動せえへんよと。それで、御承知のように、国の政治はどうかと、自民党、あるいは自公連合、さらに民主党も、みんな大企業の減税ばかりやっとするわけでしょう。地価がぱっと上がったって、いや、企業負担ふやすようなことは絶対しませんよと、こういうのが今の政治の実態ですよ。

だから、そういうときに、いや、連動制ですよと、国の政令が変わったら、それぞれの都道府県もそれに合わせて変わりますよと、こういう説明だけれども、幾ら地価が上がったって、こんなものやらへんやん。企業の収益に影響を与えるようなことはやらへんよと。

そうしたときに、ここで言えることは、私がお聞きしたいのは、地方自治体の自治というのは、それぞれの自治が判断をしていく。みんな金太郎あめじゃなくて、右に倣えじゃなくて、幸田町だけとは申しませんが、そういう自治体として自治の意識をきちっと確立している自治体にあっては、この内容は変えることはまかりならんということ是可以ののかできんのか。

もしもやるよと、いや、それは金太郎あめの幸田町にはなりたくないよと、我、我が道を行くよとといったときに、おう、勝手に行けよと、ほかのほうで仕打ちしてやるわと、ペナルティ大好きというのが幸田町の議会にもおるわけだ。そういうペナルティを加えるようなことを考えよとのか。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） まず、企業収益に影響するからやらないよと、こういった判断はございません。固定資産評価額が大幅に変動があれば、そういった折に政令で国が定め、都道府県、自治体がそれぞれ。

独自の、建設部長にしては声が小さいというお話ですが、これは国が決めた、あるいは県が決めたということしか、単価を勝手につくるとか、そういったことはできませんので、ここに書いてあるとおり、国道・県道・市町村道であっても、同じ単価で占用料というのは定められておりますので、市域は、丸山議員のお話のとおり100円高いとか、町村域は安いですが、名古屋市はさらに高いですけども、こういった評価額に基づく占用料金の算定がきめ細かくやられてきておりますので、伊藤議員の言われるように、自治体だから自治権があると、こういった料金を算定する上では、残念ながら全国一律の価格を使用せざるを得んと、こういうことで御理解がいただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） よっしゃわかったとは、それほど私は物わかりがいいということじゃない。

ただ、そうしたときに、国のほうはともかくどんな市町村も金太郎になれよと、こういうことだから、私は金太郎は嫌いだけれども、桃太郎だというわけにはいかんと。そうしたときにどういう知恵を出すのか。

電柱にかかわる道路占用の料金については、政令に従ってみんな金太郎になる。だから、今回もこういう条例を出す。そうしたときに知恵の出し方として、あなたも御承知

のように、電柱は非常にいい広告媒体だ。２種類あるわけだ。電柱に巻きつけてやる、広告物をね。電柱に添架してやる、これは関係ねえわけだ、今度の道路占用とはね。

そういう点からいけば、中電は、NTTもあるけれども、大半は中電が電柱の大半だ。中電は、そういう広告物については巻きつけは１年間幾ら、添架のほうが高いんだな。そうやって、手前たちは金取っとるわけだ。金取ったことに対して、幸田町も金出せと、これは占用の問題とは別の形でやればできるわけだ。そういうもうけ口も考えてくれんかやということなんだ。

占用料、この条例の中では、確かにやらなあかん。そしたら、違うちよっとここで一ひねりすればいいわけだ。一ひねりして、巻きつけは、中電は１年間９００円ぐらいかな、それから添架は千五、六百円取っとるわけだな。だったら、応分の負担、こっちもそんなことでまちの景観を悪くするじゃねえかと、そんな理屈、あなたたちはへ理屈つけるのは大好きなもので、特に建設部長は、そうした点では非常に豊かな経験と知恵を持ってるもので、そういう知恵を働かして町の税収に寄与するようなことを考えていくのも自治体の職員の仕事じゃねえのかと思うわけだ。そういう点で、知恵を出してくれるかや。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） まことに知恵がなくて申しわけない。

巻きつけや、確かにコマーシャル料、中電が徴収をされていることは、事実承知しておりますが、電柱はいかんせん中電のものでありますので、これは所有権者が判断されるということで、今、議員のお話のような、大都市においては、日本ガイシ体育館、名古屋市もそうですけれども、横浜もアリーナをいろんなコマーシャル会社に売って、コマーシャル広告料、こういったことが発展的な形で、現在、企業収益と、いわゆる投資に見合う宣伝・コマーシャル効果があれば、それに乗ってくるわけですが、こんな田舎ですので、そういうなかなか幸田町の町民会館にコマーシャルを掲げてもということだと思いますので、これは全町の問題として、議員のお話のとおり、収益事業というのは、やっぱり考えることは、前の議会の中にもありました自由通路、そういったことも含めて、議員の御提案については真摯に受けとめたいと、かように思います。

○議長（鈴木三津男君） １４番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 若干言葉足らずだったなというふうに、今、答弁を聞いて思うわけですが、何も電柱に巻きつけた広告を出している企業から取れよということじゃねえんですわ。要は、中電はそういう巻きつけや添架について広告主から取っとるから、取ったことによってまちの景観やら安全の問題が大きく脅かされる事例だってあるじゃねえかと、ちいとは上前よこせと、いわゆる上前はねてこいと、わかりやすく言えばそういうことだけれども、そういうことを言うと、なんだと言われるもので、まちの景観、安全の問題を題材にして、こういう中で、あなた方一人でやるのはいかがなものかと、ひとり占めするんじゃないかと、こっちにもちいとは安全のため、景観のために、公費支出もして対応しとるじゃないかと、それに見合うだけの負担は、あんたひとり占めじゃなくて、こっちへ回しいよと、こういうことなんだわ。

だから、そういう点でいけば、何も広告主が例えば１，０００円出しておって、１，０

00円丸々坊主丸もうけじゃねえが、中電丸もうけじゃ、ちいと虫がいいじゃないかと。

だから、岡崎は前にやっとなるわけだな。現に、岡崎は、今は知りませんよ。岡崎は、電柱1本幾ら、巻きつけてあるものはプラス幾ら、添架してあるものは幾らと、みんな料金体系が違っておったわけですよ。

だから、そういうことも一つの方法として、この資料にあるように、私はだんだん老眼と白内障が進んで、この資料が見えにくくて、三角がある、三角があると思ったら、これ、何か印刷のミス、ほこりかなと思っても、取れへん。長さ1.5ミリだ。そんなやつでやるよりか、三角でぴっとやっていこうよ。そんなことはいいや。

それほど幸田町にとって減収になることを仰せのとおりと言っるところでやるんだったら、もう少し知恵を出す方法があるんじゃないかねえかと。こういう点で、貴重な提案でございましてとその場を逃れるなやな。要は、貴重な提案だという評価をするなら、じゃあそれに見合うものはもうちょっと一生懸命知恵出して頑張っていくわと、そのぐらいの答弁は欲しいわな。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） この占用料の改定に伴い、この中でそういった付加されたものが料金として徴収できる、あるいは企業に応分な付加ができる、そういったことについては、しっかり勉強させていただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第63号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第64号議案の質疑を行います。

まず、6番、足立嘉之君の質疑を許します。

6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例と、この法定外公共用物とはどのようなものを言うのか、まずお聞きしたいと思います。

また、占用などの許可基準、期間等について、どのようになっておるのか、お伺いたしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） まず、法定外というのは、道路法、河川法に基づかない、いわゆる赤線と言われる里道や青線と言われる水路、そういったものが法定外公共用物という形になっております。

許可の基準につきましては、条例第7条で、その利用が保全や支障を及ぼさないと、いわゆる施設を阻害しないと、また公共の福祉を確保できると、そういったことに支障がないと、いわゆる特別な支障がない限り、基本的には許可をいたしております。

許可基準は、5年以内というふうに定めております。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） わかりました。

上空に設ける通路、本町においてはどこにどれだけあるのか、また対象面積はいかほどあるのか。

それから、ここでの法定外公共用物の中で、上空に設ける通路のみが引き下げになっ

ているが、ほかは値上げとなっております。地価公示価格下落によるとの第63号議案での道路占用料引き下げが説明されたわけですが、上空に設ける通路のみが引き下げということであって、後は全部値上げになっておるとお思います。この第63号議案、第64号議案で、第64号議案については、地価が下がっておるとおということで第63号議案は値下げをされるということが多かったわけですが、ここの第64号議案については値上げがほとんどということだと思えます。これは整合性がないのではないかなど、こんなことを思えますので、この点について伺いたいと思えます。

それから、また地下に設ける通路についても同様、場所及び対象面積等についてお伺いしたいと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） まず、法定外公共用物は、先ほど言いました青線・赤線ですので、そこに上空を占用している物件はございませんが、道路法で占用されている物件が幸田町内には2件ございます。

一つは、これは企業名を言わないとわかりませんので、深溝のデンソーの駐車場のところに、町道芦谷深溝1号線に179平米の占用の歩道橋を設けられております。

それから、大草のピアゴの立体駐車場へ上がられるために、大草山添6号線の上空を74平米、これは道路法の上空の占用であります。

値上がり値下げにつきましては、これは議案説明でもお話ししましたが、平成9年の改定が、一番大きな改定が行われたのは、実は固定資産評価額を算定にするとおことですのでけれども、固定資産評価額が平成6年に地価公示価格の7割に達すると、それを目標にしたということで、商業地ではもう莫大な倍率になって、激変緩和せざるを得ないと。占用料についても、そのところでは4分の3の掛け率を掛けて、一般の、いわゆる道路の占用物件とは軽減措置をとったと。それで、この21年の改定ではその軽減措置は行わないということで逆転現象を起こしまして、値上がりがしております。

値下げは、先ほど来からお話ししておるとお、固定資産評価額を算定基準にいたしたところでは下がっておると。そういったことで、890円、910円、上空についても同じ扱いでありますので、商業地については、これは賃借料と連動しとるわけですので、その使用料率、使われる率も上がっておると。ですから、値上がりしたほうはダブルパンチで上がっておるとおということで、ちょっと上げ幅がやっぱり大きくなっておるとお思いますので、1,400円から1,800円とか、14円、18円もそうですけれども、その辺は積算の基準が大きく変わっているということで御理解がいただきたいと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） それでは、露店及び商品置き場、こういうことが書いてございます。平成21年度における使用実績、これはあるのかないのかなど、こんな気がいたしますので、お聞きします。

また、看板類における21年度での対象個数及び収入額等について伺いたいと思えます。

なお、工事施設及び工事用材料置き場の利用対象面積等をお尋ねいたします。

最後に、すべての法定外公共用物が地元自治体に無償譲渡されたのはいつなのかお伺いをして、終わりたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） まず、工事用資材なんかは赤線・青線ですので、それを占用されている事例はありません。

露店商につきましては、これは露店は「14円」を「18円」に上げておると思いますが、幸田露店商組合が五・十の市で20平米を年間70日利用されておりまして、これは道路占用として許可を出しております。

それから、青線・赤線というのは国有財産でありましたが、地方分権の中で一括無償譲渡がされまして、幸田町におきましては、地域割をそれぞれ定めまして、手続をとったのが平成12年から16年の5年をかけて、幸田町にある赤線・青線については国から無償譲渡を受けて幸田町のものと、こういうふうになっております。

以上であります。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、6番、足立嘉之君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 第63号議案の中で言うべきことは申し上げてきて、大体関連もしておるということで、この第64号議案については質疑はいたしません。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第64号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第65号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第65号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第66号議案の質疑を行います。

まず、11番、大須賀好夫君の質疑を許します。

11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） この不動ヶ滝園地は、従来の園地が大きく整備されまして、すばらしい不動ヶ滝園地に生まれ変わりました。

私が所属いたしておりますボーイスカウト・ガールスカウトも、毎年、キャンプ等を含め、さまざまな行事を不動ヶ滝で行っております。その不動ヶ滝園地が1園から3園に分けられたことは、少し残念なような気もいたしますが、考え方では、よかったとも考えられますが、しかしながら全園を個々に管理運営することは、今までとは違い経費がかなりかかってくるであろうと、こんなことを思っておりますが、そのための利用料の見直し、1園につき1回使用料1,000円となっておりますが、これはよしとして、最も大切なことは、最初の料金改定でありますので、出発点が大変重要であります。

先ほどの第60号議案でも申し上げましたが、町内利用は別として、町外利用者については応分の負担があってもよいのではないかと、こんなことを考えております。

ちなみに、岡崎市の場合、中央公園、またくらがり溪谷では、デイキャンプ1人当たり300円であります。そして、団体使用料は3,500円有剰となっておりますが、

本町では、1団体1回使用料1,000円となっております。

先ほども私が申し上げましたが、ボーイスカウト等も同じであります。キャンプは2日間の使用であります。1回の使用と見てよいのか、またそれではなかったら減免制度もあると考えてよいのか、加えて1団体とは何名を想定されておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） たくさんの方に御利用いただいております。本当にきれいになったということをとくさんの方から聞かせていただいて、感謝申し上げます。

まず、大体の人数ですが、人数制限は考えておりません。1人でも申し込みがあれば、占用で受け付けします。そんなふうを考えています。

それから、キャンプの場合は、1回1日が1,000円ありますので、2日間にまれば1面2,000円、こういう扱いであります。

町外・町内の差をとく最初の冒頭に御発言がございましたが、そういったことについては考えておりませんので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 今、部長からの答弁であります。幸田町の場合は、キャンプであれ、一晩越せば2,000円だよと、2回だよと、こういうふうな解釈になろうかと思ひますけれども、非常に使う人に大変難儀など、こんなことも思ひますけれども、私どもボーイスカウトの関係者、お金がありませんので、大変苦しく考へますけれども、それともう一つ、団体というのではないよと、今言われました。1人でも使えば1,000円だよということなんですけれども、使うという使用すること、この目的によっては非常に高くついちやうなど、こんなことも思ひますけれども、その辺のお考へはいかがなものでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 実際にお一人で使われて、今も許可証を実は発行しておるわけですが、無料でも。許可申請を出されて、そういったケースはありますので、ならずと平均20人ぐらいが多いということではあります。そのことについては人数を規定ということは考えておりません。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） わかりました。

それから、もう一つ、今度の改正によりますと、営利を目的とする場合は倍増と書かれておりますが、営利目的とはどのような場合を見て適用されるのか、またその見分け方はどなたがどういふふうにして見分けられるのか、お伺ひしたいのですが。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 営利というのは、この有料施設についてどこの施設もそういうふうには2倍を規定しておりますので、私どもも2倍に。

申請書に営利目的の有無を記載をしていただきます。実際にあそこで営業されたとか、何かそういった事例はありませんが、制度の中では営利目的のものは2倍を徴収させて

いただくと。

見分け、特別なことは、物を売ったりなんかすれば完全に営利ですので、あるいは講習料を取って何かやるとか、そういったことだと思いますが、申請段階で有無を確認をさせていただきます。

○議長（鈴木三津男君） 11番、大須賀君。

○11番（大須賀好夫君） 先ほど第60号議案でも言いましたけれども、その辺の見分け方が非常に大切であると、こんなことを思っておりますので、その辺はよく注意して運営をしていってほしいなど、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） よく注意をいたしていきます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、11番、大須賀好夫君の質疑は終わりました。

次に、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 観光レクリエーション施設である不動ヶ滝園地を整備に伴い今回から有料化するものでございます。三つの広場、滝下広場とやまびこ広場、ふれあい広場、それぞれの利用回数が全体で350回というふうに乗っておりますが、それぞれ三つの広場の利用回数がわかりましたら、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） キャンプとデイキャンプと分けて整理がされておりますので、その点、御理解いただきたいと思えます。

滝下広場のキャンプにつきましては55日、やまびこ広場が67日、ふれあい広場が95日、それからデイキャンプが滝下広場が71日、やまびこ広場が32日、ふれあい広場が32日、この合計が352と、こういう形になります。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ちょっと今すぐ暗算ができませんが、全体で352回ということで、わかりました。

それで、広場1日1,000円ということで、キャンプをすれば当然2日になりますので、2,000円ということでございます。

先ほどの議員も言われましたが、営利目的は2倍ということでございますが、やはりこういう観光レクリエーションの施設でございますので、申請の際にはしっかりとしたその辺の見分けをしていただきたいと思えますし、健全なレクリエーション施設でございますので、営利目的の使用はなるべく私も控えていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

それから、年間通して多くの方が整備をされたことによって訪れているかというふうに思いますが、レクリエーション施設というのは、不動ヶ滝園地だけではございません。確かに、今回整備をされたので、今まで以上に利用客はふえるかなというふうに思われておりますが、ほかにもございます。永野公園等も、児童だとか生徒が遠足にも行かれますし、また彦左公園も児童・生徒が遠足等にも利用されるものでございます。

特に、不動ヶ滝園地と同じようにバーベキューなどで利用される施設と言うと、彦

左公園も利用されているということだというふうに思っておりますが、彦左公園のバーベキューなどの利用客はどのぐらいいらっしゃるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 営利目的については、今まで実績はありませんので、その辺は2倍というのは、条例の中ではどこも料金を取るところではうたっておるということで、注意をいたしていきたいと、かように思っています。

それから、彦左公園の、済みません、利用状況については承知いたしておりませんので、よろしく願います。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 私も以前、やはり知り合いの方が不動産はなかなかいっぱい取れないということで、若者たちがこの彦左公園をお借りしてバーベキューを行ったということも聞いております。でありますので、大多数の方が不動産園地のほうへ行かれるのかなというふうに思いますが、決して私はゼロではないかなというふうに思っております。

彦左公園も風光明媚なところがございますし、四季折々の花が咲き誇りまして、池の周りを散歩しても、とても落ちつける公園でもあります。しかし、前、以前にも一般質問で提案をさせていただきましたが、トイレを初めバリアフリー等ができていない公園でございます。利用する高齢者、また障害者の方々のためにも、早期の整備を求めるものでございますが、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 彦左公園につきましては、社会資本整備総合交付金の5カ年の事業計画の中に織り込みまして、トイレバリアフリー化については、その5カ年の中の事業として国の支援を受けて整備をしていきたいと、かように思っています。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、3番、大嶽 弘君の質疑を許します。

3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） インターネットを見ておりまして、正しいかどうかわかりませんが、岡崎のくらがり溪谷、大門水郷公園、刈谷猿渡公園、こういうのは無料の掲示がされているように私は見ました。

それと、いろいろな写真の風景がかなり頻繁に出ておりまして、そういうものと不動産の写真も当然出ております。これを比べてみたときに、他の近隣の公園のほうはかなり美しくて整備が行き届いているような感じに私は見ました。

その中で有料化ということではありますが、有料化の説明として、近隣とのバランスが説明としてあったように聞いておりますが、この不動産園地というのは、ぱっと世間から見たときに、何かこれは幸田町の目玉というか、PR効果にすごく影響力がある、そういう場所ではないのかなという感じでこの質問を出しましたが、本音の部分では、どういう理由で値上げの材料にしたのかということについてお尋ねを1点。

それから、二つ目に、有料化すると、許可証だけじゃなくて、現地の管理とか見守り

とか、そういうものをどういうふうにされていかれるのかということについてお尋ねをします。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） まず、くらがり溪谷は有料であります。キャンプについては、1人300円、キャンプの1班については3,200円と。ほかにも有料・無料、たくさんそれぞれあります。

何で有料化ということですが、先ほど来お話ししています、キャンプやデイサービスでその広場をその団体が占用的に利用される方については、1面1,000円を御負担いただこうと、散歩に来たり、弁当を広げたり、東屋でござごそしてとか、そんなことを対象にということで考えておりませんので、占用的に1日、あるいは昼、バーベキューをやりながらわいわいやって、ほかのグループとはきちっと占有利用したいと、こういう申し出を受けて、これについて有料化をお願いをしていくという考えでありますので、これは今までも、先ほど来の352件のお話をしましたが、許可申請を出される状況の方に対して負担をお願いするわけでした、現地の管理だとか見回りだとか、そういったこと、今までの許可証を発行するのに1,000円の使用料を納めていただくと、そういう内容で、従来の利用形態と何ら変わることはありません。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、3番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど年間の占有料見込みと使用料収入見込みを出していただきましたが、これは今までの利用実績に基づいて出された数字だということでもありますけれども、3広場を整備をして、そしてPRをされたりしますと、さらに利用も広がっていくのではないかとこのように思いますけれども、そうした点で、この見込みは実績によつてのただ単に計算を出してきてきた見込みだけなのかということでもあります。

それから、この占有について言えば、1人でも占有すると団体利用として占有になるよということであったわけですが、この手続と管理体制について伺いたいというふうに思います。

以前は、地元の方に管理をお願いをして、電気等の体制も、そういう地元の方がやっていたわけでもありますけれども、こうした料金を徴収をしていくなれば、住民が手続や、あるいは夜間等の警備といいますか、危険が伴わないような管理体制も必要ではなからうかというふうに思うわけですが、そうした点での管理体制はどのようになつていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） まず、352人については、21年度の実績であります。35万円の収入見込みについては、利用実績からの数字であります。

それから、1人というのは、実は1人でも許可をおろしているのは、ドラムをたたいておられた方が占有許可をとられて、そういうふうな形になっておりますので、例外的だと思いますが、手続につきましては、幸田町環境施設利用許可申請書を、これは電話で仮予約をいただいて、メール等のやりとりもする場合がありますが、最終的には町の

窓口へ来ていただいて、許可証を発行しております。

それから、有料になったから管理がどうだとか、地元へ委託しておくこと、あるいは警備だとか、先ほど来のお話のとおり、今までどおりキャンプや、デイキャンプというのはほとんどバーベキューが多いんですけれども、そういった方について、今までどおりの形で申請に1,000円をお願いすると、こういうことでありますので、特別な警備だとか管理体制を考えているということはありません。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） このいろんなところのキャンプ場等の利用する場合は、そのキャンプ場に管理棟があって、常駐体制の中で手続をし、そして例えば物品等を借りる場合は、そこで引き渡しを受けて利用をするわけでありましてけれども、今回の幸田町の場合ですと、役場の中で手続をしなくてはならないということからすれば、非常に手続で言えば、例えば直接行って利用したいとなっても、一たん役場に来なくちゃいかんという、こういう面倒な手続体制になるわけでありましてけれども、そこで、実際、現地での手続とか、そういうので利便性ということからすればいかがかということでもあります。

また、そこでお金が動くわけですので、現地では金銭の授受に対して煩わしい煩雑さもあるということからすれば、若干やむを得ない部分はあるかなというふうに思うんですけれども、しかし利用者としては、やはり現地へ行って手続をして利用するというのがやっぱり利便性につながるのではないかというふうに思いますが、そうした点ではいかがかということでもあります。

次に、管理体制でありますけれども、あの近辺には野犬が出て、早朝等は非常に怖いということで、なかなかそうした対応が、野犬の駆除と言ったらおかしいですけども、そういう野犬の出没に対して住民が怖い思いをするという、そういうこともあるわけですし、こうした管理体制が、例えば何か問題が起きたときにいかがかということでもありますけれども、その点での管理は十分になされるおつもりがあるかどうか、お尋ねします。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） まず、利便性や、キャンプ場が幾つかあるわけですが、管理棟や物品の貸し出し、そのお話のとおり、そういった施設もあります。先ほど来お話ししておるように、現状の占用申し込みをされている者の利用の形態のものに1,000円をいただくということでもありますので、手続については、電話予約であらかじめとっていただいて、許可申請書は役場で手続をとってもらおうと、これの考え方に変わりはありません。

それから、管理体制は、野犬ということですが、これは答弁の繰り返しになって申しわけないですが、今の利用、あるいは管理について変わるということは考えておりません。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

途中ではございますが、ここで10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時04分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 利用の実態の把握という点でいけば、基本的には現在無料だけれども、許可申請しなさいよと、こういうことですよね。それを通して利用の実態を把握しただけであって、本当の利用の実態というのはつかんでへんやん。

私もちょくちょく、寒くなってきたもんで行かんですが、春先から秋口までは週に1回とは申しませんが、それに近いところでずっと回るとるわけです。

そうすると、利用が、おかげさんでという言い方はいかんですけれども、結構利用がある。利用があるけれども、ちゃんと利用の許可証をやれよというのは、3カ月続いておらへんのやな。

ちょっとトラブルったこともあって、そんなこと利用料、だったらちゃんとこれ利用者から取れよということが書いてあるのかと、こういう手落ちがあるといったときに、たとえ有料をやったとしても、先ほどの答弁にもあるように、申請が前提ですと。申請なきものは、有料化・無料化もわからへんわけだ。

それで、毎日切っとらへんもんだ。別に土日しか利用せんじゃないわけだ。そうしたときに、申請はされへん、だけれども有料の施設だけれども、勝手に使って、はい御苦労さんと言ったら、それはどうやって管理するのかということなんです。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 先ほど来から答弁いたしておりますが、申請を出されたものに1,000円をいただくということで、改めて職員が出回るとか、そんなことを考えておりません。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、申請なきものは無料でどうぞお使いくださいということなんだわ。そうすると、正直者がばかを見るということにもなりかねん。

先ほどちょっとあなたが言われたように、この実績の中でドラムを使ってやっておりますよと、たまたまそこぶつかったけれども、1人じゃねえんだわ。大きな電動アンブを使って、電気をどこから引いとるか、そんなのわかっとる。そら山じゅう響いたわけだ。それでも、今聞いた話は、申請は1人ですよということで、それは無料なもんで、それは使われ方の問題で、申請書がそのようになっておるから、現場でどういう使い方をされていようと、申請を見るしかないといったときに、実態把握というのは、まさに実態だわ。実態把握はどうするのかという問題が一つ残ってくるということと、この関係でいけば、1日とは当日の午前0時から午後12時ですよと、つまり24時間が1日だと。そうしたときに、ちょこちょこ利用があるわけだ。だけれども、半ば占用的に利用するんだわ。

この滝下にブルーシート敷いて、別にバーベキューはやっておらんかったですが、結局、そこで家族や友人含めて二、三十人が、子供を含めてにぎやかにやっている。それは楽しくやっていただければいいんだ。

だけれども、この規定でいくと、その人たちはせいぜい二、三時間ですわ、そこにおけるのは。占用利用と言えは占用利用だけれども、この1日というカウントからいくと、どこが1日で、たとえ1時間でもという、そのカウントはどこからどうするの。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 許可申請書には、利用時間を記載していただくことになっておまして、1日に2組が入ることもあれば、3組入ることも、それは申請で判断をさせていただきます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、例えば2時間、3時間広場を使って、そこでちょっと食事してと、これは言ってみれば、ぱっと来た人は家族なんかぱっと団体で利用されておれば、占用利用かな、なかなか行きにくいなど、足が遠くなるのはあります。だけれども、その時間が、例えば2時間を一つの単位として1日とする。別に、2時間、4時間がなと、そういう意味じゃねえんだわ。この1日というものの時間の単位はどうされるのか、どういう考えなのかということなんです。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 1日1回ということで、その時間は占用申し込みをされて占用許可をとられれば、この時間の考え方は持っておりませんので、とにかく1広場1回1,000円、1日1,000円と、そういう考えで申請書には利用時間は記載をいただいて、ダブルブッキングのないように手配をしております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 実際、運用していく中では大変問題が出てくるだろうな。

今のような感覚でいくと、例えば時間の記載があった。それ以外のところでやったとして、時間の記載があったから、だから占用利用で1日1,000円いただきますよと。そこからぱっと外れた、申請時間以外の形で別に利用したって、これはできるわけですよ。だけれども、これも半ば占用的に利用すれば、それは料金徴収の対象になるわけだ。

だけれども、その実態をどうするのかと言ったら、あくまでも申請が中心ですよ、申請がなければ勝手にどうぞお使いくださいよという問題が出てきたときに、先ほどこちよこつと言った管理状態というのは、そんなものは現場に事務所を設けたりとか、そんなことはやらんでもいいわけだ。

要は、そういうときにどうするのかという、地元の住む者として、あなた方はすぐ地元ということで持ってこられちゃ、こちらに話を振り向けられたらどうもならんという点で、有料化をする、有料化に伴って管理の問題が出る。管理の問題が出たときに、あなた方は四六時中それができやへん。できるのは、地元の皆さん、またよろしくお願ひしますと。そんなの受ける話せんでいいで、地元には押しつけるなよということなんです。こういう点で、一つは、私もこの園地にかかわっては、今、役員がやっておりますが、この園地は不動ヶ滝保存会ということですが、そこにはちゃんと話をしましたが、事前に。してへんわな。話は聞いとらへんと。持っていったら、有料化か、それじゃあこの際、全部直しちゃおうかと、こういうのが実態だわ。

そんなもの、町が金もうけするの、わしらがやることはないということですが、要は、

関係する地元と、有料化するけれども、今まで同じようなことですからひとつ頼むわなというのが実態だけれども、もうやったかい。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） このことによって地元負担をかけるとか、そういったことは考えておりませんので、従来どおり不動ヶ滝保存会とは良好な関係で清掃やそういったことについてはお願いをしていきたいと。

管理の問題、ちょっと利用されるものにお金をいただくということを思っておりませんので、そういったことはダブると思いますが、あらかじめ夏休みやなんかこの日にデイキャンプを張りたいとかという申し込みについて、今受け付けておるやつを1,000円いただく、あるいは宿泊でキャンプを行って、あらかじめ団体としてここを使いたいんだと、こういう申し出のものを受けるということであって、たまたま弁当を持って行って、二、三人、あるいは家族でちょっと寄って楽しんできた、それは受け付けていないと、そういうことの議論は考えておりませんので、そういった意味では、従来のあらかじめこういうふうに使いたいと、こういった方に利用料をお願いしていくと、こういうことで御理解をお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ということは、もう少しわかりやすく言えば、正直者がばかを見るよと、こういうことだわ。申請をせずにお使いになった分については、私どもはわかりませんと、実態が。ですから、御自由にお使いくださいと。しかし、正直に申請したら、1日1,000円いただきますよという、まさに正直者がばかを見るような有料化じゃないかと。それで、有料化したことによって、地元の皆さんに管理をまたお願いするようなことはいたしません。現行のままでございますというのは、言質としていただいておりますけれども、そういう点からいくと、私は問題が出てくるなど。

結局、今の利用の実態なんかをつらつら見て、別に有料化云々じゃなく、申請はすることになっておるな、許可申請は。しかし、それが許可申請の範疇に入るかどうかというのは、申請者の判断なんだ。

こういう場合は申請してください、ただですけども、申請してくださいというのは、何もないもんだ。そうしたら、ただキャンプを張るときにどうするかと言ったら、そんなの許可なしでキャンプを張っておるのは幾らでもおる。

うんじゃねえわ、私、犬を連れて散歩に行つとるんで、そんなのあかん、ごまかしたってな。今のは余分なこと。余分なことだけれども、そういうことも含めて、どうかということと、もう一つは、この条例の第9条の減免の規定がございます。

減免の規定は、「町長は必要に応じて」と、こういうことですが、言ってみれば、占用利用的な内容でこの不動ヶ滝周辺は年に2回使われるわけだな。日数的には3日間だ。一つは、そうめんまつり、不動ヶ滝の滝開き、この日はほぼ一日ということになります。準備とか、そういうことを含めていけば2日、それともう一つは元旦で、半ば占用でいけば、滝下公園の中で、十分なことで役員の皆さん方が出会いながら、午前0時回ったら参拝客の方に一定の接待をしますよということで、これを規定で、当然9条の対象になりますわな。そこら辺は明確にしておいて、話はやってくれよ。

そんなもの、わしは根性が悪いもんだ。あんなものは町のことだから、そんなもの・・・分かれとるぞ。来賓で呼んでかっとなつたれと、これは内話。

だけれども、要は対応する団体があるわけですよ。管理団体じゃないですよ、管理団体とは絶対言わない。滝保存会という、そういう団体がいろんな行事を催される、そうしたときには、四の五の言わずに、きちっと減免の対応をしてやってくれんと、後でまた傷を残すようなことはしたかあないんで、頼むわよ。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） まず、正直者ということの答弁をさせていただきますが、夏休み期間中や、あるいはシーズンは、土日を含めて、あらかじめの申し込みが殺到しておりまして、その広場もお断りをしておる状況でありますので、何も申請せずにキャンプが張れちゃうと、こういうことは基本的にはシーズンには考えられんので、従来の申請の内容でいきたいと思っています。

それから、減免につきましては、町や地域の方が行う行事については、小・中学校、高等学校含めて減免でありますので、その点については、地元の関係、特に言われた関係については、あらかじめ確認をして、何ら障害のないようにいたします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第66号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第67号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の関係、これに限らず、行革だと言って、行革がどこに目を向けて行革を進めてきたかと言ったら、要は、利用者や住民負担をどれだけかけるかと、犠牲にするかということだけの行革であるし、着目でしかないわけだ。そういうものももろに出てきたのがこの議案だ、第67号議案。

そうした一つは、都市公園の中の施設、都市公園は幸田町の中にも幾つかありますよね。身近な例でいけば、中央公園の中の管理棟、それからさくら公園の中の、さくら公園というのは文化公園か、あそこの中のさくら会館はどこが管理しとるの。別にいいんだよ、そんなものは教育委員会が管理しとる。それで、ここの中央公園はどこが管理してるかと言ったら、都市計画が管理しとる。そういうものをきちっとやるのが行革でも部門じゃないのか。

料金値上げしか目がいつとらへんから、施設の管理がばらばらで、片や都市計画、片や教育委員会と、そんなことは知るか、要は金さえ取ればいいわということに尽きるんじゃないのか、そういうことを言われても仕方がないでしょう。それはどうされるのか。それが行革じゃねえのか。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 幸田中央公園における管理棟が都市計画課の所管になっておりますが、これは中央公民館を平成17年に取り壊すと、その代替施設がなくなるということで、じゃあ会議室を、中央公民館の管轄でなくて、壊すほうでしたので、そこまで管理に教育委員会を移せばよかったわけですがけれども、そのことまで着目せずに、管

理棟管理者である都市計画課がそのままやって、2カ年、平成19年に今の中央公民館が稼働しておるわけでありますので、これは教育委員会と都市計画課で会議室の利用については、利用者の便利のいいように一元化をして、この関係とあわせて、ぜひ町民の皆さんにわかりやすく会議室はさくら会館も中央公園の会議室も教育委員会の窓口でお願いをいたしていきますので、大変申しわけございませんでした。建設時の経過は、そういうふうで都市計画課が所管をいたしましたので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 経過はあなたほど詳しくはないけれども、そんなことは承知の上なわけだ。ばらばらだから、行革とは、そもそもそうした組織統一やら機構改革も含めて一元的な管理をしようじゃないかと、そういう発想で行革が出てこなあかんでしょう。だけれども、そういうことについては、今回のこの問題だけじゃないけれども、要は、金さえ取ればいいと、そういう行革がおかしいよと言っとるときに、いや、経過はこうでございましたと、そんなこと言ったって、聞いてへんわけだ、私は。

じゃあ、どうするのか、この問題、今回、いい機会ですから、これは一番町長だわな、出番は。行革で、要はへ理屈・は理屈つけても、使用料・利用料たくさんいただければ、これで事足りると、これが行革の目的でございますと。今、御指摘されて、都市計画だ、教育委員会だ、いや、それはちょっと手落ちがあるわなということであれば、手落ちを直してもらわないかんし、いや、そんなことはない。これは私は絶対譲らへんと、教育委員会と都市計画だと、そんなこんな意地張らんでもいいわけなんで、片意地張らずに直すべきは直すという形で答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、部長のほうも話をしたかと思えますけれども、再度、私のほうから、これにつきましては、調整会議で、これは一本にまとめようじゃないかという話でもう決まっております、4月から教育委員会の生涯学習のほうで受け付け等をやっていたかと。しかしながら、管理といいますか、工事とか、そういうものについては従来の所管で行うというふうに決まっておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういった点で、今初めて聞いて、少なくともそうした問題が指摘がされたときには、十分な説明をするというのが、この議案の説明の中でも都市計画課が説明しとるんで、そういう点からいけば、説明した段階で、内部協議の結果、来年の4月からは教育委員会でございますと。しかし、金のことについては、わしのところがはらが太いもんだ。教育委員会、貧しい金に火を灯すようなことをやっとするから、そういうことまではやらへんよと、そのぐらいのことは言ってくれるのが説明責任の範疇だ。

そういう中で、もう一つは、中央公民館の使用料と管理棟の使用料が100円違うわけだ。これだけは、これは安きに合わせると。あんなぼろぼろのところ中央公民館より高いなんていうことがあるかと。こう言っちゃあ身もふたもないけれども、だけれども考え方として、あなた方からいけば、みんな高きに合わせる、高きに合わせると言ったのが、ぼろを相手にして高きじゃいかんから100円下げて、新しいところよりも1

00円下げるとというのが本来だけれども、同一にしましょうと、これはこれでそういうふうに理解するけれども、そうしたときに、もう1点、さくら会館になぜ視点がいかんかったのか。さくら会館、どえらい高けえぞ、中央公民館より。

全日2,600円、1,400円、中央公民館、今回改めるやつな、そんなところあるか。そういうところの使用料があるか、そんな高いのはあらへんがな。中央公民館でいけば、最高で1,600円だ、ホールも含めてですよ。133.16平米、収容人員120人、このホールB、一日借りて1,600円。片一方、さくら会館の研修室、54人しか入れへん。片や120人、ここは2,600円、これは不均衡じゃな。

均衡を図るとするのは、あなた方大好き。大好きでありながら、それは目こぼしがあるわけだ。目こぼしがあったときには、ごめんなさいと素直に言って、均衡を図るためにさくら会館を値下げするわと、低きに合わせて、たまには値上げ一本やりで住民にくちゅくちゅくちゅくちゅやるんじゃないくて、ちいとはこういうところでも心があるわなということぐらい示してくれよ。

別に、これは12月に追加提出してくれとは申しません。3月で提案して、4月1日実施ということだって、これはできるわけなんで、そうした点でいけば、行革の範疇がちいと視野が狭かったかなと。ほかの施設との均衡を図るといふならば、それに類似する施設についても均衡を図るといふ私は視点・観点が欲しかったと思いますが、これについてはどうされますか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 今回の行革の一環として使用料見直しの中で、当然、さくら会館、中央公民館等もその検討した経過がございます。

結果としては、近隣と比較しまして、適正な料金ではないかといったように判断しました。

また、中央公民館とさくら会館の差があると、さくら会館は高いのではといったような状況でございます。

例えば第1会議室で午後1時から5時までですと、定員12名ですが、400円の料金であります。さくら会館の第2研修室、これは定員24名でございますが、500円といったようなことで、それぞれちょっとずつ公民館よりも高く設定してございます。

これは、公民館が社会教育法の適用を受ける施設といったようなことで、若干、施設の利用の制限がございますが、さくら会館のほうはそういった法の適用を受けずに、そういう制限がないといったことから、幅広い用途にさくら会館は使えるといったことから、若干高目に設定している状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） へ理屈は幾らでもつくわけだ。

要は、あなたも言ったように、違ふところからいけば、みんなばらばらになつとるから、均衡じゃないと。私が申し上げたのは、全日という尺度で言ったら、いや、100円安い、200円安いと、こっちは1,000円高いじゃん。片や2,600円、片や1,600円、施設は古いと。施設が古いほど利用料が高いというのが幸田町の公共料金の特徴かと、こういうことになるわけだ。

検討した、検討したと言うなら、安いところばかり含めて、中央公民館、こっちのほうが安い、安いと、全日はどうなるの、1,000円高いじゃん。そうでしょう。

私の記憶に間違いがなければ、さくら会館は磯部町長がつくった58年の施設じゃねえかな。警察音楽隊を呼んでにぎにぎしくやって、その土量を搬出するときには、弁当を持って、ダンプ1台なんだと議会で議論したこともあるわけだ。

だから、要は、磯部町長時代につくられたものが、建設してすぐ雨漏りするような中央公民館であるけれども、こちらのほうが新しいわけだ。新しいほうが安くて、磯部町長ですから、30年近くになりますか、そのときにつくったものと1,000円も値段が高いということは、古きよき時代は高いものにつくると、これが行革の視点・観点ですかということになったときには、見直しをかけるぐらいのことは、あなたも言ったように、内部で検討したと、近隣もしたと、要は社会教育法で規制されていると、そんなことはへ理屈と言うんだわ。

使用の制限はありますよ、公民館ですから、それは確かにある。しかし、さくら会館はフリーだから高くてもいいということにはならないでしょう。住民にとっては、公共が保障する集会施設ということであれば、そういう視点・観点からいけば、内部で検討して、へ理屈・は理屈つけてこんなことだから、見直しせんではいいわということの結論のようであります。

しかし、そうした点からいけば、あなた方が今回の議案の中で最大限使っているのは「均衡」だと。均衡を図ると言うならば、私はそういう視点から含めて、今後の対応をどうするのかということをお尋ねしとるわけだ。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） さくら会館につきましては、近隣との均衡を図るということで検討してきたものでございますが、中央公民館との差というのは、先ほども申しましたように、利用の制限があるかないかということで、さくら会館のほうは利用の制限がないということで、その分高くてもいいのではといったようなことから、見直しは今回行いませんでした。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、そんな経過はわかっつると言っただろう。同じことを何遍も何遍も聞いたかねえわ。

だから、そういう経過を踏んできたときに、こういう差があっても十分だと、片一方はフリーハンドフリーだと、片一方は制限がついとるから、制限がついとるころは安くしたって、フリーハンドフリーでどうでも使えるところは高くてもいいんだよと、こういう理屈にはならないでしょう、しかも30年前にできたものがな。

だから、そこら辺は今後の対応と、今回の議会に対する対応はそれでいいんです。いかんけれども、いかんけれども、それをどうのこうのということを申し上げているんじゃない。今後の対応の中で、均衡だということをあなた方は明文を言うならば、社会教育法がどうだとかこうだとかということよりも、住民の使い勝手、住民の利用の仕方という点からいって、対応の仕方はあるでしょうと、今後どう対応されるかと。今までどう対応してきたかじゃなくて、今後どう対応されるかということをお尋ねしとるわけで

あります。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） さくら会館は昭和58年に、多分、私の記憶だと県で建設して、町に無償で移管された施設というふうに私は記憶しておりますが、当初、確かに雨漏りがあったということも記憶しております。

これは横に置いておきまして、やっぱり利用制限があるなしというのは、やっぱり利用条件に反映させてしかるべきではないかといったような考えから、このような判断したものでございます。

今後についても、当面はこういう考え方で進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第67号議案の質疑を打ち切ります。

ここでお諮りします。

本日の日程はこれまでとし、第68号議案以降の質疑は12月13日に繰り延べたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、第68号議案以降の質疑は12月13日に繰り延べることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、12月13日午前9時から会議を開きますので、よろしく願いいたします。長時間、御苦労さまでした。

散会 午後 4時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年12月10日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 丸 山 千代子

議 員 伊 藤 宗 次